

**横浜市個人情報保護に関する条例
の解釈・運用の手引
(令和8年4月改訂版)**

令和 8 年 4 月
横浜市市民局

目 次

横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用

第1条	趣旨	1
第2条	定義	2
第3条	実施機関の基本方針	7
第4条	個人情報取扱事務の届出	10
第5条	審議会への報告	16
第6条	本人情報の本人への提供	32
第7条	審査請求をすべき実施機関	33
第8条	横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等	34
第9条	横浜市個人情報保護審議会の設置等	37
第10条	横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置等	39
第11条	規則への委任	40
第12条	開示請求に係る手数料	41
第13条	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	43
第14条	出資法人等における個人情報の保護	45
第15条	市長の調整	47
第16条	運用状況の公表	47
第17条	委任	47
附 則		48
参考1	横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則の解釈・運用	50
参考2	保有個人情報の開示請求等事務	52

《 資料編 》

保有個人情報の開示請求に対する決定に係る審査基準	57
保有個人情報の訂正請求に対する決定に係る審査基準	78
保有個人情報の利用停止請求に対する決定に係る審査基準	82

凡 例

次の法令等については、原則として略称を用いています。

法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
政令	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
法施行規則	個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）
条例	横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）（本条例）
規則	横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年3月横浜市規則第30号）
様式要綱	個人情報関連事務の手續に係る様式に関する要綱（令和5年3月制定）
情報公開条例	横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

<p>【条例】 趣旨（第1条）</p>	<p>（趣旨） 第1条 横浜市（以下「市」という。）における個人情報の保護に関し必要な事項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令又は条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>令和4年度以前、個人情報保護法制は、法律だけで3本に分かれており、さらに地方公共団体ごとに条例を制定していたため、2,000以上ものルールが林立していた。</p> <p>そのような状態にあっては、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が困難であるため、「現行の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定すること」を目的として法改正がなされ、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を「個人情報の保護に関する法律」に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法に基づいて運用されることとなった。</p> <p>改正後の法の下での条例は、</p> <ol style="list-style-type: none">① 法が条例で定めることを求めている事項② 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項③ 定めることを妨げるものではない事項 <p>の3つに大別された規定を設けることが想定されており、たとえば、開示請求に係る手数料及び行政機関等匿名加工情報に係る手数料については、①の事項とされている（法第89条第2項、第119条第3項及び第4項）。</p> <p>このことからすると、条例の題名を法施行条例とし、それに合わせて趣旨規定も「法の施行に関し必要な事項を定めるものとする」とすることも考えられる。</p> <p>しかし、これまでの本市における個人情報の保護水準を鑑みて、本市独自のルールによって規制をかけるものもある。</p> <p>そこで、本条は、この条例が単なる法施行条例ではなく、<u>独自条例と法施行条例の両方の性格を持った条例である</u>ことを表したものとなっている。</p> <p>なお、横浜市会における具体的な個人情報の保護措置については、「横浜市会個人情報の保護に関する条例」で定めている。</p>

<p>【条例】 定義（第2条第1項） 用語の意義</p>	<p>（定義） 第2条 この条例における用語の意義は、この条例において定めるもののほか、法の例による。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>法に基づく事務が大半を占めるため、用語の意義については主に法の規定を参照することとなる。 一部、条例のみで使用する用語があるため、そのようなものについては、個別に条例で規定することとした。 なお、法第2条の定義規定のうち条例上特に重要かつ頻出の用語については、以下のとおり、本手引にも掲載する。</p>
<p>【法】</p>	<p>（定義） 第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） (2) 個人識別符号が含まれるもの 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。 （第5項省略） 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。 (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。） (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人</p>

	<p>護することにより、個人の権利利益の侵害を未然に防止することを意味している。</p> <p>このうち「容易に」とは、一般論としては、通常の業務における一般的な方法によって他の情報と照合可能な状態にあることを意味しており、他の実施機関に特別な照会を要する場合や、照会のために特別のソフト等を購入してインストールする必要がある場合には「容易に」の要件を満たさないといえる。つまり、特定の個人を識別することの可否は、当該情報を取り扱う者ごとに異なりうる相対的なものである。</p>
<p>第2項柱書</p>	<p>「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして、①身体の一部の特徴をデータ化した符号、②サービスの利用、商品の購入又は書類において対象者ごとに割り振られる符号のうち、政令で定められたもののことをいう。</p>
<p>第2項第1号</p>	<p>第1号に規定する個人識別符号は、①DNAを構成する塩基の配列、②顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌、③虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様、④発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化、⑤歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の様態、⑥手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まる静脈の形状、⑦指紋又は掌紋、のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号である。</p> <p>これらの情報は、特定の個人固有のものであり、生涯又は長期間にわたって不変であるため、特定の個人との連結性が強固であること、これらの情報を媒介にして他の個人情報を照合する索引機能を有すること、ひとたび取得されると、情報解析技術を用いることにより、確実かつ容易に特定の個人を識別可能であることから、個人情報としているものである。</p>
<p>第2項第2号</p>	<p>第2号に規定する個人識別符号には、個人にひとつずつ重複せずに付番されるものであって、一般に変更の自由がない、又は制限されており、そのため、特定の個人との連結性が強固であり、また、同一人の情報を突合し集積するために用いることができるものである。</p> <p>具体的には、政令及び法施行規則に規定されており、①旅券の番号、②基礎年金番号、③運転免許証の番号、④住民票コード、⑤個人番号、⑥国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号等がある。</p>
<p>第3項</p>	<p>(1) 「人種」とは、皮膚の色等の身体的特徴を共有するとされている人の集団をいい、人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。「国籍」や「外国人」という情報は、法的地位であり、その有無によって法の適用において異なる取扱いがされる場合があることが予定されているため、差別の原因となる「人種」には該当しない。また、肌の色は人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。</p> <p>(2) 「信条」とは、個人の基本的な考え方をいい、思想と信仰の両者を包含する。</p> <p>(3) 「社会的身分」とは、人が社会において占める継続的な地位、主として、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位をいう。職業的地位や学歴は含まない。</p> <p>(4) 「病歴」とは、病気に罹患した経歴を意味するものが該当する。病気の全てが差別や偏見を生むわけではないが、要配慮個人情報に当た</p>

	<p>る病気とそうでない病気の線引きは困難であり、したがって、病気の種類、病状の軽重を問わず、要配慮個人情報として取り扱うべきである。</p> <p>(5) 「犯罪の経歴」とは、前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。刑の執行のため刑務所に収容された事実、刑務所を出所した事実も有罪の判決が確定した事実を示すため、「犯罪の経歴」に当たる。</p> <p>(6) 「犯罪により害を被った事実」とは、身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、一定の犯罪の被害を受けた事実を意味する。</p> <p>(7) 「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等」とは、政令第2条に規定されるものであり、病歴に匹敵するもの及び犯罪の経歴に匹敵するものが指定されている。</p>
<p>第4項</p>	<p>「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。「本人」は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の各請求の主体となる。</p>
<p>第6項柱書</p>	<p>「匿名加工情報」とは、①特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、②当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。①②ともに、通常人の能力を基準とするものであり、いかなる方法をもってしても、絶対に特定の個人を識別できないこと、特定の個人を復元できないことまで要求するものではない。</p>
<p>第6項第1号</p>	<p>「第1項第1号に該当する個人情報」とは、個人識別符号が含まれない個人情報であって、それ単独で個人情報である場合（氏名、顔の画像等）の場合もあれば、他の情報と容易に照合されて個人情報になる場合もある。</p>
<p>第6項第2号</p>	<p>「第1項第2号に該当する個人情報」とは、個人識別符号が含まれる個人情報である。個人識別符号は、それ単独で特定の個人を識別できるものであるから、これを特定の個人を識別することができないように加工するためには、その全部を削除する必要がある。</p>
<p>第11項柱書</p>	<p>「行政機関等」には、法第2条第8項の「行政機関」（国の機関）、「地方公共団体の機関」、「独立行政法人等」及び「地方独立行政法人」が含まれる。</p>

<p>【条例】 定義（第2条第2項） 実施機関</p>	<p>2 この条例において「実施機関」とは、法第2条第11項第2号の地方公共団体の機関たる市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>(1) 「実施機関」とは、この条例により個人情報保護制度を実施する機関をいう。 附属機関等については当該附属機関が置かれる執行機関や長等が「実施機関」となる。 なお、「議長」は実施機関に含まれず（法第2条第11項第2号）、原則として、法の適用も受けない。そのため、横浜市会においては、「横浜市会個人情報の保護に関する条例」（令和5年2月横浜市条例第6号）を独自に定めている。</p> <p>(2) 「公営企業管理者」とは、水道事業管理者、交通事業管理者及び病院事業管理者をいう。</p> <p>(3) 「消防長」とは、消防局長を指す。</p> <p>(4) 区長、福祉保健センター長、土木事務所長等は、一定の事務について独自の権限を有するものの、個人情報保護制度においては、市長を実施機関とするものである。</p> <p>(5) 「選挙管理委員会」は、市選挙管理委員会と各区選挙管理委員会がそれぞれ実施機関となる。また、「農業委員会」は、中央及び南西部の農業委員会がそれぞれ実施機関となる。</p> <p>(6) 「市が設立した地方独立行政法人」としては、平成17年4月に設立した公立大学法人横浜市立大学がある。 地方独立行政法人は、公共上の見地から地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施する法人であり、その出資は地方公共団体に限られること（地方独立行政法人法第6条第2項）、設立に際しては地方公共団体の議会の議決を経て定款を定めること（同法第7条）等、その公共性が極めて高いことから、市の組織と同様の個人情報保護制度とするために、本条例の実施機関としたものである。</p>

<p>【条例】 実施機関の基本方針(第3条第1項) 適切な収集</p>	<p>(実施機関の基本方針) 第3条 実施機関は、市民の信頼に基づいて法を運用するため、個人情報を本人以外のものから収集し、又は人種、信条及び社会的身分に関する個人情報を収集するときは、その必要性を適切に検討するものとする。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、実施機関における個人情報保護に対する基本的な姿勢を表したものである。 個人の権利利益は、一旦侵害された場合その回復が困難である。このことから、実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては必要かつ十分な保護措置を講ずる責任があり、この条例を適正に運用しなければならない。</p> <p>本項は、法第3条に規定する「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」という基本理念を踏まえて、「個人情報を本人以外のものから収集」するとき、及び「人種、信条及び社会的身分に関する個人情報を収集」するときの2つの場合について、それぞれ次の考え方にに基づき、収集の必要性を適切に検討すべきことを規定している。</p> <p>(1) 「個人情報を本人以外のものから収集」するとき 法には、個人情報の収集を本人から直接しなければならない旨の規定はない。 しかし、本人のあずかり知らぬところで当該本人の個人情報を扱うのは、避けられるのであれば避けるに越したことはない。 このことから、本人以外からの収集が真に必要などうか、慎重に検討することを実施機関の基本的姿勢として規定したものである。</p> <p>(2) 「人種、信条及び社会的身分に関する個人情報を収集」するとき 人種、信条及び社会的身分に関する個人情報については、差別の発生や個人の権利利益の侵害を招く可能性があるものであるといえる。 そのような個人情報を扱う場合は、その収集が真に必要などうか、他の情報の収集により目的が達成できないのか等を検討することを実施機関の基本的姿勢として規定したものである。</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>(1) 個人情報の「収集」とは、実施機関が文書等の有形の媒体を集める意思を持って自己の占有のもとに置くことをいい、つまり、個人情報を入手すること全般を指す。実施機関の職員が職務上口頭で個人情報を得る場合もその内容を行政文書に記録する場合は、収集に当たる。実施機関が収集を予定していない個人情報が一方的に送られてきただけの場合や口頭で話されただけの場合には、収集には当たらない。 収集と類似した用語として「取得」があるが、これは、再現可能な状態で記憶する場合を含む概念であるため、閲覧して記憶したり、聞き取って記憶したりする場合を含む。</p> <p>(2) 「人種」については、第2条第1項の解説中の法第2条第3項の解説を参照</p> <p>(3) 「信条」については、第2条第1項の解説中の法第2条第3項の解説を参照</p> <p>(4) 「社会的身分」については、第2条第1項の解説中の法第2条第3項の解説を参照</p> <p>(5) 信条等の情報を実施機関が収集すべき場合はあまり考えられないが、例えば、実施機関が飲食を提供する場合には、宗教上の禁忌を確</p>

	<p>認する必要があるともいえる。 しかしこの場合も、宗教を尋ねるのではなく、「アレルギー等により禁忌とされる食物」を聴取することでも目的は達成できる。 本項の趣旨からすれば、人種、信条及び社会的身分に関する情報を収集するのは、他の情報では目的が達成されない場合に限られるものである。</p>
--	--

<p>【条例】 個人情報取扱事務の届出 (第4条第1項) 届出及び変更</p>	<p>(個人情報取扱事務の届出) 第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。以下この条において同じ。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報を取り扱う事務の名称 (2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称 (3) 個人情報の利用目的 (4) 個人情報の対象者の範囲 (5) 取り扱う個人情報の項目 (6) 個人情報の収集方法 (7) 記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 (8) 法第69条第2項本文の規定による個人情報の利用又は提供を經常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先 (9) その他規則で定める事項
<p>【規則】</p>	<p>(個人情報取扱事務の届出) 第4条 条例第4条第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国又は他の地方公共団体の職員の職務の遂行に関する個人情報のうち、当該国又は他の地方公共団体の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係るものを取り扱う事務 (2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に係る個人情報であって、専らその人事、給与又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を取り扱う事務(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルに係る事務を含む。) (3) 統計法(平成19年法律第53号)第52条各号(第4号を除く。)に掲げる個人情報を取り扱う事務 (4) 前条各号に掲げる施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報を取り扱う事務 <p>2 条例第4条第1項第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該届出を行う課等の名称 (2) 当該届出に係る事務の概要 (3) 事務開始年月日 (4) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無 (5) 関連する個人情報ファイル簿がある場合は、そのファイル番号
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務について、事務の開始等に必要な手続に係る規定である。</p> <hr/> <p>本項は、個人情報を取り扱う事務を開始する際には、本項各号に掲げる事項について、当該事務の開始前に市長に届け出ることを、当該届け出た事項を変更する際にも事前に市長へ届け出ることを義務付けた規定である。</p>
<p>【解釈】 柱書</p>	<p>(1) 「個人情報を取り扱う事務」とは、事務事業の実施に伴い、個人情報を収集し、管理し、又は利用する事務をいう。</p>

(2) 「一時的な使用」とは、事務に継続性がなく、個人情報の取扱いが短期間（1年未満）で終了するものをいう。継続性がなく臨時的に行う調査や単年度限りのイベント・講演会の開催等がこれに該当する。あくまでも継続性の有無は事務単位で判断するため、毎年度実施するイベント等である場合は、たとえ、実施するたびに当該イベント等の参加者が変わる（取り扱う個人情報が変わる）としても、「一時的な使用」とは認められない。

(3) 「短期間に廃棄され、又は消去される」とは、当該個人情報が、原則として1年未満で廃棄され、又は消去されることをいう。

(4) 「その他規則で定める事務」とは、規則第4条第1項各号に定める事項をいう。

ア 規則第4条第1項第1号

国又は他の地方公共団体の職員の職務の遂行に関する職員の職、氏名等については、国又は他の地方公共団体の情報であることから届出の適用除外としたものである。

イ 規則第4条第1項第2号

人事、給与等の情報は、職員の人事管理のためのものであり、その存在及び利用方法も職員に知られていることから届出の適用除外としたものである。

「実施機関の職員であった者」とは、退職、失職又は免職により実施機関の職員としての身分を失った者をいう。

「専ら」とは、ほぼ全てが当該目的のために使われることを意味し、他の目的にも使われているという事実があれば含まれない。

「実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルに係る事務を含む。」とは、実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルは不合格者に関する情報も含んでおり、これらは実施機関の職員に係る情報ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に係る情報と同様に扱うこととしたものである。

ウ 規則第4条第1項第3号

統計法に基づき統計目的で収集又は保有される個人情報は、統計処理されることで個人が識別されない形で使用されることを前提としていることや、同法において守秘義務とその違反に対する罰則など個人情報保護に関する規律が定められていたことから、旧条例においても本条の届出の規定を含む条例の規定を適用除外としていた。

令和5年度からは法が適用されることになったが、統計法第52条において同条各号に掲げる個人情報については、法第5章（行政機関等の義務等）の規定は、適用しないこととされた。しかしながら、条例で独自に設けている本条の届出の規定については、統計法の適用除外規定が及ばないことから、本号により引き続き適用除外とするものである。

エ 規則第4条第1項第4号

本号で定める個人情報もまた旧条例において条例の規定を適用除外としていたものであり、引き続き本条の届出の規定を適用除外とするものである。

「市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等」とは、規則第3条各号に掲げる施設において、専ら一般の利用に供するために管理されている刊行物等の文書をいう。

したがって、当該施設で保有している文書であっても、当該施設の運営等のために作成され、又は取得された文書に記録された個人情報を取り扱う事務については、本条の適用を受けるものである。

<p>第1号</p>	<p>「個人情報を取り扱う事務の名称」とは、当該事務事業について所管課において一般的に使用している名称をいう。</p>
<p>第2号</p>	<p>「個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称」とは、当該個人情報を取り扱う事務を行う全ての所管課等の名称をいう。</p>
<p>第3号</p>	<p>法第61条第1項において「個人情報を保有するに当たっては、法令…の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」ことが規定されている。また、同条第2項では個人情報の保有制限について規定され、法第69条では個人情報の利用及び提供の制限について規定されており、個人情報の利用目的はこれらの基準となる。 以上のことから、「個人情報の利用目的」は、「資料作成のため」や「調査のため」と記載するのでは不十分であり、どのような資料作成や調査のためなのか、可能な限り具体的に記載する必要がある。</p>
<p>第4号</p>	<p>「個人情報の対象者の範囲」とは、「〇〇サービス利用者」、「施設利用申請者」等、収集し、及び利用する個人情報の本人（対象者）の範囲をいう。</p>
<p>第5号</p>	<p>「取り扱う個人情報の項目」とは、収集し、及び利用する個人情報の対象者の氏名、住所、生年月日等の個別の個人情報をいう。</p>
<p>第6号</p>	<p>「個人情報の収集方法」とは、収集の別（本人収集、本人以外からの収集）をいう。</p>
<p>第7号</p>	<p>「要配慮個人情報」については、第2条第1項の解説中の法第2条第3項の解説を参照</p>
<p>第8号</p>	<p>「経常的に行う」とは、一定の相手方に継続的に提供する場合のほか、一定期間ごとに提供する場合、不定期であっても依頼があれば必ず提供することとしている場合等が含まれる。</p>
<p>第9号</p>	<p>「その他規則で定める事項」とは、規則第4条第2項で定める事項をいう。 ア 「当該届出を行う課等の名称」とは、条例第4条第1項第2号の「事務を所掌する組織」が単一の課等である場合には当該課等の名称をいい、複数の課等がある場合には、当該事務のとりまとめを行う課等の名称をいう。 イ 「当該届出に係る事務の概要」とは、条例第4条第1項第3号の「個人情報の利用目的」とは別に、事務自体の概要や趣旨、目的等を指す。 ウ 「事務開始年月日」とは、事務自体の開始年月日ではなく、当該事務において個人情報の取扱いを始める日を指す。 エ 「実施機関以外のものへの事務の委託の有無」については、「委託」の解釈につき、条例第5条第1項第1号の解説を参照。</p>

<p>【条例】 個人情報取扱 事務の届出 (第4条第2 項) 届出事項の公 表</p>	<p>2 市長は、前項の規定により届け出た事項について、一般の 閲覧に供するものとする。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本項は、実施機関が届け出た事項を市民に明らかにするために、閲覧 に供することを定めた規定である。</p>
<p>【運用】</p>	<p>閲覧は、市民情報センターへの配架という形式で実施している。 なお、第1項の規定により届け出た事項は、第9条第1項に規定する 横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への報告が必要と なる（本条第4項参照）が、届け出たものから順次市民情報センターに 配架されることとなる。</p>

<p>【条例】 個人情報取扱事務の届出 (第4条第3項) 廃止の届出</p>	<p>3 実施機関は、第1項の規定により届け出た個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、前項の閲覧に供することを中止するものとする。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本項は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を廃止した場合の市長への届出義務を定めたものである。</p>
<p>【運用】</p>	<p>(1) 「個人情報を取り扱う事務を廃止したとき」とは、当該事務事業そのものの廃止に限定されず、当該事務事業において取り扱う個人情報の保存期間が経過し、当該個人情報を処分した時点をいう。</p> <p>(2) 条例第4条第2項の規定により、市民情報センターに配架した個人情報取扱事務届出書は、本項の規定に基づく廃止の届出がなされた後、市民情報課において廃止に係る事務手続を行った上で、速やかに、市民情報センターから撤去する。</p>

<p>【条例】 個人情報取扱い事務の届出 (第4条第4項) 審議会への報告等</p>	<p>4 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を第9条第1項に規定する横浜市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本項は、各実施機関からの届出事項を市長がとりまとめ、審議会に報告する手続及び審議会が届出事項に関して当該実施機関に意見を表明できることを定めたものである。</p>
<p>【運用】</p>	<p>本項の規定に基づき審議会に報告された届出書は、本条第2項の規定に基づき、市民情報センターに配架されることで、一般の閲覧に供されることとなる(本条第2項の【運用】参照)。</p>

<p>【条例】 審議会への報告（第5条第1項各号列記以外の部分） 審議会への報告</p>	<p>（審議会への報告） 第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、個人情報の保護の重要性が特に高いものとして、第三者機関における事前又は事後の確認の必要があると考えられるものについて、審議会に対して報告をすること、及び当該報告に対して審議会が意見を表明できることを定めた規定である。</p> <p>本項は、本条の趣旨を踏まえて、個人情報を取り扱う事務を実施する実施機関が審議会に対して報告すべき事項について、限定列挙したものである。</p>
<p>【規則】</p>	<p>（審議会への報告） 第5条 条例第5条第1項の規定による報告は、実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要があると認める場合にあっては事前に、それ以外の場合にあっては事後に行うものとする。 （以下省略）</p>
<p>【解釈】</p>	<p>(1) 「規則で定めるところ」とは、規則第5条を指す。 次に掲げるものは、事前に審議会に報告することが望ましい。 ア 個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託する場合（条例第5条第1項第1号。同号の解説は17頁参照） 個人情報を実施機関以外のものに取り扱わせる場合にあっては、本市と同等程度以上の個人情報の取扱いに係る安全管理措置が講じられていることを確認する必要があるため、事前に審議会に報告するものである。 イ 横浜市立大学において個人データを実施機関以外のものに提供する場合（条例第5条第1項第2号。同号の解説は18頁参照） 法第27条第1項第5号から第7号までに掲げる場合に該当し、本人の同意なく、個人データを第三者に提供するときは、同項第5号に規定するように「やむを得ない」といえるものか、同号から同項第7号までに規定する「個人の権利利益を不当に侵害するおそれ」がないか、又は必要な個人データの加工がなされているか等について確認する必要があるため、事前に審議会に報告するものである。 ウ 保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合（条例第5条第1項第3号。同号の解説は20頁参照） 保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合にあっては、必要な保有個人情報の加工がなされているか等について確認する必要があるため、事前に審議会に報告するものである。</p> <p>(2) 一時的な事務等であり、「個人情報取扱事務開始届出書」の届出を要しないもの（条例第4条第1項の解説を参照）であっても、本条の規定による審議会への報告義務は免れないことに注意が必要である。 たとえば、単年度限りのイベントを委託により実施する場合であって、当該委託事業者及び実施機関のどちらもが当該イベントに係る個人情報を使用等し、さらにその保有を当該年度に限定するときには、「一時的な使用」に該当するため、実施機関における「個人情報取扱事務開始届出書」の作成及び届出は不要であるが、当該委託事業者に個人情報を取り扱わせることに関しては、条例第5条第1項第1号の委託に該当する場合には、同号の規定により審議会への報告が必要となる。</p>

<p>【条例】 審議会への報告（第5条第1項第1号） 事務の委託時の報告</p>	<p>（審議会への報告） 第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。 (1) 個人情報を取り扱う事務の実施機関以外のものへの委託（新規のものであって、一の委託業務で取り扱う個人情報の本人の数が規則で定める人数を超えるものその他個人情報の漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規則で定めるものに限る。）受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置等</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者へ委託する場合には、当該者における個人情報の保護措置等につき確認する必要があるため、審議会の報告事項としたものである。</p>
<p>【規則】</p>	<p>（審議会への報告） 第5条（第1項省略） 2 条例第5条第1項第1号の規則で定める人数は、100,000人とする。 3 条例第5条第1項第1号の規則で定めるものは、次のとおりとする。 (1) 一の委託業務で取り扱う要配慮個人情報の本人の数が100人を超えるもの (2) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第43条第2号に規定する保有個人情報を取り扱うもの</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>(1) 「個人情報を取り扱う事務の実施機関以外のものへの委託」とは、当該委託の実施によって、受託者が個人情報を取り扱うこととなる場合をいい、狭義の委託契約を締結するものに限定されず、協働事業のように協働契約を締結し、本市以外の者に個人情報を取り扱わせる場合を含む。具体的には、次のようなものがある。 ア 実施機関の保有個人情報を受託者等に引き渡して事務を処理させるもの イ 保有個人情報は引き渡さないが、受託者等の従業員が市の内部で個人情報を取り扱う作業を実施するもの ウ 個人情報の収集から処理までを受託者等が行い、実施機関が成果物を受け取るもの エ 委託業務の中で個人情報を取り扱うことが予定されているもの</p> <p>なお、個人情報を取り扱うものであっても次に掲げる者が取り扱う個人情報は、本号の規定による審議会への報告の対象とはならない。 ア 指定管理業務を行う指定管理者（指定管理者は、その業務に関して適正に行うことができる者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経て指定されるものであるため。） イ 指定金融機関及び収納代理金融機関並びに指定納付受託者（指定金融機関は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により議会の議決を経て指定されるものであり、また、収納代理金融機関及び指定納付受託者は議会の議決は必要とされていないものの、収納代理金融機関にあっては同条第8項の規定により、指定納付受託者にあっては地方自治法第231条の2の3第2項の規定により指定した場合には告示することとされており、その業務に関して適正に行うことができる者が指定されているといえるため。） ウ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</p>

	<p>(平成11年法律第117号) 第16条の規定に基づき、同法第2条第7項の公共施設等運営権を設定する施設の公共施設等運営権者（公共施設等運営権者は、その業務に関し適正に行うことができる者が同法第19条第4項の規定に基づき議会の議決を経ているものであるため。）</p> <p>(2) 「新規のもの」とは、新規に委託する場合をいい、具体的には、 ア 過年度までは事務自体を実施していなかったが、当該年度に新規で行う事務等において委託を行う場合 イ 過年度までは実施機関内部で事務等を実施していたが当該年度では委託によって当該事務等を行う場合 が想定される。 なお、委託の内容、委託する個人情報の範囲等を変更する場合を含まない。また、委託の内容に変更がなく、委託先のみを変更する場合も含まない。</p> <p>(3) 「規則で定める人数」とは、規則第5条第2項で定める「100,000人」をいう。</p> <p>(4) 「規則で定めるもの」とは、規則第5条第3項各号に定めるものをいう。 ア 一の委託業務で取り扱う要配慮個人情報の本人の数が100人を超えるもの 「要配慮個人情報」とは、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう（詳細は、条例第2条の解説を参照）。 イ 個人情報の保護に関する法律施行規則第43条第2号に規定する保有個人情報を取り扱うもの 具体的には、クレジットカード番号を取り扱う委託を想定している。</p> <p>(5) 審議会へ報告すべき事項は、受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置（再委託等しているものにあつては、当該再受託者等が行う措置を含む。）のほか、事務所管課、対象者及び人数、取り扱う個人情報の項目、再委託の有無、個人情報取扱開始日、関連する個人情報取扱事務開始届出書等である（様式要綱第5条第1号（第4号様式））。</p>
<p>【適用】</p>	<p>本号の適用を受けて審議会への報告義務があるのは、全ての実施機関である。</p>

<p>【条例】 審議会への報告（第5条第1項第2号） 個人データの外部提供時の報告</p>	<p>（審議会への報告） 第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。 (2) 法第27条第1項第5号から第7号までに掲げる事由による個人データの提供 提供の相手方の名称、提供する理由、当該個人データの内容等</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>法第27条第1項第5号から第7号までの規定は、学術研究機関等における個人データの提供に係る規定である。 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう（法第16条第8項）。本市においては横浜市立大学がこれに該当する。 法第27条第1項柱書では、本人同意がない個人データの第三者への提供は禁止されているが、同項各号に掲げる場合にはこれが許容されることとなる。 本号は、学術研究機関等における個人データの提供に係る同項第5号から第7号までに掲げる場合にあっては、当該提供が学術研究目的といえるか否か等につき、判断の余地があるため、審議会に報告することとしたものである。</p>
<p>【法】</p>	<p>（第三者提供の制限） 第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 （第1号から第4号まで省略） (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。） (6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。） (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。） （第2項から第6項まで省略）</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>(1) 「法第27条第1項第5号」に掲げる事由による個人データの提供とは、学術研究機関等が学術研究の成果の公表（発表）又は教授をする場合にあっては、やむを得ないときに限り、本人の同意なく当該公表又は教授という形で個人データの提供ができる旨の規定したものである。 (2) 法第27条第1項第5号に規定する「やむを得ないとき」とは、学術研究の成果の公表（発表）又は教授の必要性があるのみでなく、他の方法では当該学術研究の成果の公表又は教授の目的を実現できないことを意味する。たとえば、顔面にできた湿疹の症例報告の場面において、目を隠しても患部を提示する上で支障がないにもかかわらず、目を隠さずに顔写真を掲載することは、「やむを得ないとき」には当たらないと解される。</p>

	<p>(3) 法第27条第1項第5号は、個人データの提供をする側が学術研究機関等である場合の規定なので、この規定に基づく審議会への報告義務があるのは、横浜市立大学である。</p> <p>(4) 「法第27条第1項第6号」に掲げる事由による個人データの提供とは、学術研究機関等から他の学術研究機関等へ個人データを提供する場合及び学術研究機関等から非学術研究機関等へ個人データを提供する場合であって、当該提供が学術研究目的であるときには、本人の同意なく個人データの提供ができる旨の規定である。 ただし、共同研究を行う場合に限られることに注意が必要である。 上記(3)と同様に、この規定に基づく審議会への報告義務があるのは、横浜市立大学である。</p> <p>(5) 「法第27条第1項第7号」に掲げる事由による個人データの提供とは、個人情報取扱事業者から学術研究機関等へ個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱うときには、本人の同意なく個人データを提供できるとするものである。個人情報取扱事業者が第三者に提供する旨の規定であることから、本市において、この規定に基づく審議会への報告義務があるのは、横浜市立大学及び病院事業を行う病院である。</p> <p>(6) 審議会へ報告すべき事項は、提供の相手方の名称、提供する理由、当該個人データの内容のほか、対象者及びその人数、提供する個人データの加工の有無及び概要、個人データを保護するための保護措置並びに関連する事務開始届の登録番号及び名称等である（様式要綱第5条第2号（第5号様式））。</p>
<p>【適用】</p>	<p>本号の適用を受けて審議会への報告義務があるのは、法第27条第1項第5号及び第6号に基づくものは横浜市立大学で、同項第7号に基づくものは横浜市立大学及び病院事業を行う病院である。</p>

<p>【条例】 審議会への報告（第5条第1項第3号） 保有個人情報の外部提供時の報告</p>	<p>（審議会への報告） 第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。 (3) 法第69条第2項第4号に掲げる事由による保有個人情報の提供 提供の相手方の名称、提供する理由、当該保有個人情報の内容等</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>法第69条第2項第4号は、統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報の提供等をする場合には、同条第1項に規定する保有個人情報の利用及び提供の制限の例外とすることを規定している。 同号の規定に基づく利用又は提供は、あくまでも例外的に可とされるものであるため、その提供先、内容等につき、審議会へ報告するものである。</p>
<p>【法】</p>	<p>（利用及び提供の制限） 第69条（第1項省略） 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 （第1号から第3号まで省略） (4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。 （第3項及び第4項省略）</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>(1) 「法第69条第2項第4号に掲げる事由」とは、次の3つである。 ア 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき → 特定の個人の識別性がない形で利用され、個人の権利利益を侵害するおそれが低いと考えられること、及び統計や学術研究の公益性が高いことが考えられる。 これらに該当する場合には、提供を可としたものである。 なお、製品開発を目的とした研究活動において個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究の目的とは解されない。 イ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき → 叙勲等の選考のために本人の業績に関する情報を提供する場合や、緊急に医療を受ける必要があるときに本人の体質、血液型や既往症等の情報を医者に提供する場合、災害又は事故に遭遇した旨を家族に連絡する場合が想定される。 ウ 保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき → 犯罪捜査、テロ対策の国際協力のために国際機関や外国政府に個人情報を提供する場合等が考えられる。 (2) 「特別の理由」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外的に提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、①行政機関等に提供する場合（法第69条第2項第3号）と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の理由をいう。</p>

	<p>(3) 審議会に報告すべき事項は、提供の相手側の名称、提供する理由、当該保有個人情報の内容（項目）のほか、対象者及びその人数、提供する個人情報の加工の有無及びその概要、個人情報を保護するための保護措置並びに関連する事務開始届の登録番号及び名称等である（様式要綱第5条第3号（第6号様式））。</p>
【適用】	<p>本号の適用を受けて審議会への報告義務があるのは、横浜市立大学を除く実施機関である。</p>

<p>【条例】 審議会への報告（第5条第1項第4号） 個人情報ファイル簿の作成時の報告</p>	<p>（審議会への報告） 第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。 (4) 法第75条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成 当該個人情報ファイル簿に記載された事項</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>法第75条第1項の規定により作成する個人情報ファイル簿は、本市における保有個人情報の取扱いに係る透明性を向上させ、利用目的による制限を徹底し、本人が自己に関する情報の利用の実態を的確に認識し、開示請求等の本人関与を行うための有効な仕組みであるといえる。 そのため、当該個人情報ファイル簿の内容につき、審議会へ報告するものである。</p>
<p>【法】</p>	<p>（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第74条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 個人情報ファイルの名称 (2) 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 (3) 個人情報ファイルの利用目的 (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。） (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法 (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 (7) 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先 (8) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨 (9) 第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地 (10) 第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨 (11) その他政令で定める事項 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル (3) 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイ</p>

	<p>ル</p> <ul style="list-style-type: none">(5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの(6) 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル(7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの(8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの(9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル(10) 第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル(11) 第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル <p>3 行政機関の長は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル <p>3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>
--	--

<p>【解釈】</p>	<p>(1) 個人情報ファイル簿に記載する事項は次のとおりである（法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項）。</p> <p>ア 個人情報ファイルの名称</p> <p>イ 個人情報ファイルを保有する実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>ウ 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>エ 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）</p> <p>オ 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法</p> <p>カ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>キ 記録情報を実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>ク 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>ケ 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>コ 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2項に係る個人情報ファイルの別</p> <p>サ 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、同項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものがあるときは、その旨</p> <p>シ 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨</p> <p>(2) 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次のア及びイに掲げるものをいう。</p> <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの つまり、ExcelデータやCSVデータのような電算処理ファイルを意味する。</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの つまり、マニュアル（手作業）処理ファイル（紙ファイル）を意味する。</p> <p>(ア) 「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する実施機関の所掌事務の一部又は全部であって、当該個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務をいう。</p> <p>(イ) 「体系的に構成した」とは、利用目的、記録項目の内容が共通する個人情報が一定の基準に基づいて配列されていることを意味する。</p> <p>(ウ) 「特定の保有個人情報を容易に検索することができる」とは、人名が容易に検索できるよう50音順、住所別に配列されている申請書、台帳、一覧表等を指す。単に、日付順に保存している申請書等はこれに該当しない。</p> <p>(3) 「個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」とは、個人情報ファイルが利用に供される事務を所掌し、それに責任を有する課等の組織の名称をいう。</p> <p>(4) 「個人情報ファイルの利用目的」とは、法第61条第1項の規定により特定された個人情報ファイルの保有目的を指す。当該保有目的は、個人情報の保有制限（同条第2項）、利用目的変更制限（同条第3項）及び利用・提供制限（法第69条）の基準となるため、可能な限り具体</p>
-------------	---

	<p>的に記載されなければならない。単に「資料作成のため」「研究のため」と記載するのでは不十分であり、どのような資料作成や研究のためであるのかについて、市民が具体的に理解できるように記載する必要がある。</p> <p>(5) 「個人情報ファイルに記録される項目」とは、氏名、住所、性別、生年月日、給付額等をいう。</p> <p>(6) 「他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る」とは、個人Aに着目して当該Aの個人情報を記録した個人情報ファイルに、これと併せてその氏名等では検索できない個人Bの情報が記録されている場合、当該Bについては本人として記録範囲に含まれないという趣旨である。</p> <p>(7) 「記録範囲」とは、「〇〇サービス利用者」「施設利用申請者」等個人情報ファイルに記録される本人（＝対象者）の範囲をいう。</p> <p>(8) 「記録情報の収集方法」とは、「〇〇条例の規定に基づく申請書の提出」「前住所地への照会」等記録情報の収集元、収集の方法をいい、できる限り具体的に記載することとする。</p> <p>(9) 「経常的に提供する」とは、特定の者に継続的に提供する場合、一定期間ごとに提供する場合、照会があればそのつど必ず提供する場合の全てを含む。目的内提供に限らず、照会に応じて必ず提供することが想定される目的外提供の場合も提供先を記載することとなる。</p> <p>(10) 「法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定」とは、それぞれ、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権についての定めである。</p> <p>(11) 「請求を受理する組織の名称」とは、開示請求、訂正請求、利用停止請求の請求窓口となる課等の名称である。なお、「受理」という用語が用いられているが、単に「請求の提出先である」という意味を持つにとどまると解されている。</p> <p>(12) 「法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書」は、それぞれ、保有個人情報の訂正、保有個人情報の利用停止について他の法令で特別の手続が定められている場合について個人情報保護法の規定に基づく請求権を認めない旨の規定である。</p> <p>(13) 「法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル」とは、いわゆる電算処理ファイルであり、「同項第2号に係る個人情報ファイル」とは、いわゆるマニュアル処理ファイルである。</p> <p>(14) 「法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、同項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの」とは、マニュアル処理ファイルで、電算処理ファイルの利用目的と記録範囲が同一範囲内のものをいい、電算処理ファイルを作成するためのマニュアル処理の入力票、各種台帳等が該当する。</p> <p>(15) 「条例要配慮個人情報」とは、実施機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮が必要なものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。現在のところ、本市では定められていない。</p>
<p>【適用】</p>	<p>本号の適用を受けて審議会への報告義務があるのは、全ての実施機関である。</p>

<p>【条例】 審議会への報告（第5条第1項第5号） 個人情報ファイル簿の変更時の報告</p>	<p>（審議会への報告） 第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。 (5) 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第21条第3項の規定による個人情報ファイル簿の変更 当該変更の内容</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本号は、個人情報ファイル簿が本市における保有個人情報の取扱いに係る透明性を向上させ、利用目的による制限を徹底し、本人が自己に関する情報の利用の実態を的確に認識し、開示請求等の本人関与を行うための有効な仕組みであるといえるため、個人情報ファイル簿の作成時のみならず、その内容に変更があった場合にも、審議会へ報告することとするものである。</p>
<p>【政令】</p>	<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第21条（第1項及び第2項省略） 3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。 （第4項から第7項まで省略）</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>本号に基づく変更の報告は、変更する個人情報ファイル簿の登録番号及び当該個人情報ファイル簿の名称、変更年月日、変更の趣旨・理由及び変更の内容を記載した個人情報ファイル簿変更報告書（様式要綱第5条第5号（第8号様式））を用いて行うものとする。</p>
<p>【適用】</p>	<p>本号の適用を受けて審議会への報告義務があるのは、全ての実施機関である。</p>

<p>【条例】 審議会への報告（第5条第1項第6号） 個人情報ファイルの記載の削除</p>	<p>（審議会への報告） 第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。 (6) 令第21条第4項の規定による個人情報ファイルについての記載の削除 当該削除の事実</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>前号と同様に、個人情報ファイル簿にあってはその重要性から記載内容を削除した場合には審議会へ報告するものとする。</p>
<p>【政令】</p>	<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第21条（第1項から第3項まで省略） 4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。 （以下省略）</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>本号に基づく削除の報告は、削除する内容を含む個人情報ファイルの名称、削除の年月日及び削除の趣旨・理由を記載した個人情報ファイル簿削除報告書（様式要綱第5条第6号（第9号様式））を用いて行うものとする。</p>
<p>【適用】</p>	<p>本号の適用を受けて審議会への報告義務があるのは、全ての実施機関である。</p>

<p>【条例】 審議会への報告（第5条第1項第7号） 行政機関等匿名加工情報に係る提案の報告</p>	<p>（審議会への報告） 第5条 実施機関は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。 (7) 法第112条第1項の規定による提案 同条第2項各号に掲げる事項</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本号は、行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者からの提案につき、その内容、加工の方法、利用の目的等を審議会に報告するものである。</p>
<p>【法】</p>	<p>（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案） 第112条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。 2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。 (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名 (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称 (3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数 (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第116条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項 (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報とその用に供される事業の内容 (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間 (7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置 (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項 3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。 (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 (2) 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>(1) 「同条第2項各号」については、上記引用の法第112条第2項各号を参照のこと。 (2) 本号に基づく提案の報告は、提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名、提案に係る個人情報ファイルの名称、提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数等を記載した行政機関等匿名加工情報提案報告書（様式要綱第5条第7号（第10号様式））を用いて行うものとする。</p>
<p>【適用】</p>	<p>本号の適用を受けて審議会への報告義務があるのは、全ての実施機関である。</p>

<p>【条例】 審議会への報告（第5条第2項） 必要と認める事項の審議会への報告</p>	<p>2 前項各号に掲げるもののほか、実施機関は、個人情報の保護に関し必要と認める事項について、審議会に報告することができる。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本項は、第5条第1項各号に掲げるもの以外であっても、事務所管課（実施機関）において、個人情報の取扱い等に関し外部有識者の意見を必要とする事項について、審議会へ報告できる旨の規定である。</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>保有個人情報の取扱いにあつては、法第66条の規定により、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならないとされているところ、個人情報の適切な取扱いについて何らかの疑義が生じた場合等には、一義的には、法第166条の規定に基づき個人情報保護委員会に対して必要な情報の提供を求め、又は技術的な助言を求めることとなる。</p> <p>しかし、本市における個人情報保護行政は、実施機関と審議会とが二人三脚で運営してきた経緯がある。実施機関が何らかの疑義を抱えている場合に、同委員会からの助言に合わせて、又は同委員会に代わり審議会の助言を得たいという場合も考えられるため、本項に基づき、審議会の意見を聴くことを可能にするための規定である。</p>

<p>【条例】 審議会への報告（第5条第3項） 審議会による意見</p>	<p>3 審議会は、実施機関に対し、前2項の規定による報告に係る事項について意見を述べるができる。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本項は、第5条第1項及び第2項の規定に基づき実施機関が審議会に対してした報告に関し、当該実施機関に意見を表明することができることを定めたものである。</p>
<p>【解釈・運用】</p>	<p>審議会は、本項の規定に基づき意見を述べるが、当該意見に法的拘束力はない。 すなわち、当該報告を行った個別の案件・事務の可否や是非は、各実施機関において判断するものであることに注意が必要である。</p>

<p>【条例】 簡易手続による本人情報の提供（第6条）</p>	<p>（本人情報の本人への提供） 第6条 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、当該実施機関が定める簡易な手続により本人に提供することができる。</p>
<p>【規則】 提供できる保有個人情報</p>	<p>（簡易な手続により提供できる保有個人情報） 第10条 市長は、条例第6条の規定により実施機関が提供することができる保有個人情報の範囲、手続を行う期間及び場所並びに提供の方法をあらかじめ公表するものとする。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、実施機関があらかじめ定める請求者本人の保有個人情報について、簡易な手続による提供の実施の方法等を公表しておき、それに合致する請求の場合に本人に提供することができることを定めたものである。</p>
<p>【解釈】</p>	<p>(1) 「あらかじめ定める保有個人情報」とは、保有個人情報の範囲、提供・不提供の判断、実務上の対応の可能性等を勘案して定めるもので、保有個人情報の本人提供に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことになじむものなどが該当する。</p> <p>(2) 「実施機関が定める簡易な方法」とは、法第77条第1項に規定する開示請求書によらず、口頭による方法も含め、より簡易な方法で提供の請求ができることをいう。</p>
<p>【運用】</p>	<p>(1) 提供の請求をすることができる者は、本人又はその代理人とする。本人又はその代理人であることの証明は、法による保有個人情報の開示請求手続と同様に行う。</p> <p>(2) 本手続の対象とする情報を選定する場合は、あらかじめ市民情報課に協議するものとする。</p> <p>(3) 本手続の請求窓口及び提供の実施場所は、原則として当該保有個人情報所管課とする。</p> <p>(4) 実施機関が必要と認めた場合は、簡易な方法による提供を郵送により行うことができる。</p> <p>(5) 実施機関は、あらかじめ、次の事項について定めておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保有個人情報の範囲 イ 請求の窓口及び提供の場所 ウ 提供手続を行う期間 エ 提供の請求、受付及び本人確認の方法 オ 提供の実施方法

<p>【条例】 審査請求をすべき実施機関 (第7条)</p>	<p>(審査請求をすべき実施機関) 第7条 法第107条第2項の審査請求は、同項の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に不服がある場合に、当該決定等を行った実施機関に対して審査請求すべきであることを定めたものである。 また、開示請求、訂正請求又は利用停止請求を実施機関に対して行ったにもかかわらず、相当期間何らの決定も行われなかった場合に、不作為の審査請求をするときは、当該実施機関にすべきことを定めたものである。</p>
<p>【解釈】</p>	<p>(1) 「実施機関」とは、この条例第2条に定める実施機関を指している。行政不服審査法によれば、審査請求は最上級庁に対して行うのが原則であるが、同法第4条の特例として、開示決定等を行った、又は不作為に係る実施機関に対して審査請求することを定めたものである。</p> <p>(2) 実施機関のうち、横浜市の設立した地方独立行政法人（横浜市立大学）の行為は常に行政処分となる訳ではないが、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等は法に定められた行政処分であるため、行政不服審査法に基づく審査請求が可能である。 また、不作為についても、法に基づく行政処分を求めるものことから、同様に定めたものである。</p> <p>(3) 「不作為」とは、法令に基づく申請に対して何ら処分をしないことをいう（行政不服審査法第3条）。 法に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対して、相当の期間が経過したにもかかわらず開示・不開示、訂正・不訂正、利用停止・利用不停止の決定を行わないときは、審査請求の対象となる。 なお、相当の期間とは、単に決定期限を渡過したことを指すのではなく、事案ごとに判断されるものである。</p>
<p>【運用】</p>	<p>審査請求書には、請求先として実施機関を記載するが、この実施機関は当該審査請求の対象となる開示決定等を行った実施機関になる。 不作為について審査請求する場合は、保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書に記載した実施機関を審査請求書には記載することとなる。</p>

<p>【条例】 横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等（第8条）</p>	<p>（横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等） 第8条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の審査請求に係る審査庁（当該審査請求がされた実施機関をいう。次項において同じ。）の諮問は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第22条第1項の横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しを添えて行うものとする。 2 前項の諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、同項の審査請求に対する裁決を行わなければならない。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条第1項は、法第105条第3項により81条機関への諮問が義務付けられている開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に係る諮問先は横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）である旨を規定し、諮問する際の手続として、弁明書の写しを添えて行うことを定めたものである。 第2項は、審査会の答申を尊重して裁決をすべき義務を定めたものである。</p>
<p>【解釈】 第1項</p>	<p>(1) 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の審査請求は法第82条、第93条及び第101条に規定する決定に対する審査請求をいう。</p> <p>(2) 審査庁は、(1)の審査請求が不適法であり却下する場合又は裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）、裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合、若しくは裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止することとする場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(3) (2)の「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項に基づき却下する場合をいい、例えば次のような場合がある。 ア 審査請求が審査請求期間の経過後にされたものであるとき。 イ 審査請求をすべき行政庁を誤ったものであるとき。 ウ 不服申立適格のない者からの審査請求であるとき。 エ 存在しない開示決定等についての審査請求であるとき。 オ 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき。 なお、上記は典型的な却下事案の例示であり、これ以外にも不適法とされるケースは考えられる。例えば、形式的には審査請求でも実質的には実施機関に対する加害目的からの行為である場合、同趣旨の審査請求の繰り返し等救済されないことが客観的にも明らかで審査請求の利益が認められない場合等がこれに該当する。</p> <p>(4) (2)の「審査請求の全部を認容」し、「当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする」、「当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする」又は「当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする」とは、開示請求者、訂正請求者又は利</p>

<p>第2項</p>	<p>用停止請求者が審査請求人の場合に、審査庁が審査請求を認めて当該保有個人情報の全部を開示、訂正又は利用停止する裁決を行う場合をいう。審査請求人の主張を全面的に認める場合には、諮問を行う必要はないことを規定するものである。</p> <p>ただし、当該開示決定について反対意見書が出されている場合には、開示することで反対意見書を提出した者の利害を害するおそれがあるので、諮問が必要であることを規定したものである。</p> <p>(5) 執行停止の申立てについて 本条は、審査請求について公正かつ客観的な判断を確保するために審査会への諮問を求めるものであり、行政不服審査法の定める審査手続全般にわたって審査会の意見を求めるものではない。このため、審査手続に付随してなされる執行停止の申立て(行政不服審査法第25条第2項)については、審査会への諮問を要しない。 執行停止の申立てがあったときは、審査庁は、速やかに執行停止をするかどうかを決定しなければならない。</p> <p>(6) 実施機関は、処分内容及び理由を記した弁明書を作成し(行政不服審査法第29条第2項)、その写しを添えて審査会に諮問しなければならない。</p> <p>諮問機関である審査会は、審査請求について公正かつ客観的な判断を確保するため設置されたものであることから、諮問庁は、審査会の答申を尊重して裁決を行わなければならないとしたものである。</p>
<p>【運用】</p>	<p>(1) 審査請求書の受付 ア 審査請求は、開示等の決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行わなければならない(行政不服審査法第18条第1項)。この期間の経過後に審査請求書が提出された場合も受付を拒むことはできず、受け付けた後、不適法な審査請求として却下の決定を行う。 なお、審査請求については発信主義がとられており、審査請求書を郵送で提出した場合、送付に要した日数は3か月に算入しない(行政不服審査法第18条第3項)。 イ 審査請求は書面を提出しなければならない(行政不服審査法第19条第1項)。 行政不服審査法は、行政庁の職員が審査請求人の陳述を録取したものにより行う手続を「口頭による審査請求」とし(行政不服審査法第20条)、他の法律・条例に口頭で審査請求できる旨の定めがある場合に限って、口頭による審査請求ができると定めている(行政不服審査法第19条第1項)。本条例による開示等の決定に対しては、口頭による審査請求はできない。</p> <p>(2) 審査請求書の審査 ア 審査請求書の要件(行政不服審査法第19条第2項、行政不服審査法施行令第4条第2項) (ア) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所 (イ) 審査請求に係る処分の内容 (ウ) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日 (エ) 審査請求の趣旨及び理由 (オ) 処分庁(実施機関)の教示の有無及びその内容 (カ) 審査請求の年月日 イ 当該審査請求書が要件を満たさない不適法なものであっても、補正可能なものであるときは、審査庁(保有個人情報所管課)は、</p>

	<p>相当の期間を定めて補正を命じるとともに、当該期間内に補正がなされたときは、適法な審査請求だったものとして取り扱うものとする（行政不服審査法第23条）。</p> <p>ウ 審査庁（保有個人情報所管課）は、当該審査請求が不適法であり、かつ、補正できないものである場合又は審査請求人が補正に応じない場合は、当該審査請求について却下の裁決を行う。</p> <p>エ 審査請求の却下又は認容の裁決を行う場合には、市民情報課に合議するものとする。</p> <p>(3) 審査会への諮問</p> <p>ア 審査庁は、諮問に係る検討を速やかに行い、却下裁決を行うか保有個人情報の全部を開示し、訂正し、又は利用停止することとする場合を除き、審査請求のあったときから30日以内に諮問を行うよう努めなければならない（平成24年3月29日市市情第1375号市民情報室長通知）。</p> <p>イ 諮問は、弁明書を作成し、その写しを添えてしなければならない。</p> <p>ウ また、弁明書は、審査請求人及び参加人に対しても送付しなければならない（行政不服審査法第29条第5項）。</p> <p>エ 実施機関は、弁明書を審査請求人及び参加人に送付したときは、反論書の提出を依頼し、その提出があったときは、審査会に写しを提出するものとする。</p> <p>(4) 審査請求に対する裁決</p> <p>ア 諮問庁は、審査会の答申があったときは、これを尊重し、答申を受けてから30日以内に裁決を行うよう努めなければならない（平成24年3月29日市市情第1375号市民情報室長通知）。</p> <p>イ 諮問庁は、第三者からの審査請求を却下し、又は棄却し、行政文書を開示する場合においては、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保するため、決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない（情報公開条例第21条）。</p>
<p>【参考】</p>	<p>○横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市情報公開・個人情報保護審査会の設置等）</p> <p>第22条 第19条第1項及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「個人情報保護条例」という。）第8条第1項の規定による諮問並びに情報公開に関する事項についての実施機関の諮問に応じて調査審議するため、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 審査会は、個人情報保護条例第8条第1項の規定による諮問については、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する同法第81条第1項の機関とする。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べるができる。</p> <p>4 審査会は、市長が任命する委員18人以内をもって組織する。</p> <p>5 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>6 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>7 審査会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>第23条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、審査請求に係る事件及び情報公開に関する事項について調査審議させることができる。</p>

<p>【条例】 横浜市個人情報保護審議会の設置等（第9条）</p>	<p>（横浜市個人情報保護審議会の設置等）</p> <p>第9条 法第3章第3節の施策等における個人情報の適正な取扱いの確保を図り、及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）によりその権限に属させられた事項を行うため、横浜市個人情報保護審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、前項の規定による事項を行うほか、実施機関及び議長（以下「実施機関等」という。）の諮問に応じ、個人情報の保護に関する重要な事項を審議するものとする。</p> <p>3 審議会は、前2項に規定する事項を行うほか、個人情報の保護に関し必要と認める事項について調査審議し、実施機関等に意見を述べるができる。</p> <p>4 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関等の職員その他関係者の出席を求め、これらの者の意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 審議会は、市長が任命する委員7人以内をもって組織する。</p> <p>6 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>8 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。</p> <p>9 審議会の委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、市長の附属機関である審議会の設置並びにその組織及び運営等について定めたものである。</p>
<p>【解釈】 第1項</p>	<p>(1) 「法第3章第3節の施策」とは、法第12条、第13条及び第14条に規定する施策をいう。</p> <p>(2) 法第12条は、地方公共団体及び当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報個人情報について、適正な取扱いを確保するため、必要な措置を講ずべきことを定めた規定である。 「必要な措置」の具体的な内容については、執り得る安全管理措置はもちろんのこと、地方公共団体が保有する個人情報の取扱いに関する苦情処理も含まれると解される。</p> <p>(3) 法第13条は、地方公共団体がその区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講じる努力義務を定めた規定である。 「個人情報取扱事業者」ではなく、単に「事業者」とされていることに留意する必要がある。 また、「住民」とは、その区域に住所又は居所を有する者に限らず、通勤・通学する者を含む広義の概念である。 「支援に必要な措置」とは、情報提供のように、制度化されていないものも含まれる。</p> <p>(4) 法第14条は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情に関し、あつせんその他の必要な措置を講ずることを定めた規定である。 事業者と本人との間に生じた個別具体的な苦情を念頭においており、両者の間に生じた紛争を契機として、本市の個人情報保護施策に</p>

	<p>向けた苦情は含まず、また、本市の保有個人情報の取扱いについての苦情処理は法第12条の規定により処理される。</p> <p>「あつせんその他必要な措置」とは、住民等から本市に寄せられた苦情を関連事業者、認定個人情報保護団体、国民生活センター等に提供し、その処理を促し、又は助言、指導等を念頭に置いている。あつせんよりも強力な調停、仲裁は含まない。</p> <p>(5) 「施策等」とは、法第3章第3節のほか、個人情報の適正な取扱いを確保するため、条例第4条第4項又は第5条の規定による報告を含む。</p> <p>(6) 「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）によりその権限に属させられた事項」とは、同条例第5条の規定に基づき、特定個人情報ファイルの保有の開始又は重要な変更の際に行う審議会への事前審議を指す。</p> <p>第2項 「個人情報の保護に関する重要な事項」とは、条例改正、制度運営上の基本的事項の改善その他制度の推進を図るため必要な事項等をいう。</p> <p>第3項 本項は、審議会が自己発議できることを規定したものである。</p> <p>第4項 審議会が本条第1項から第3項までに規定する事項を行うに当たって、審議会の適正な判断を担保するため、審議会が自ら実施機関の職員その他関係者から意見等を聴取し、又は資料の提出を求める権限を有することを定めたものである。</p> <p>第5項 従前は10人以内とされていたが、令和5年4月からは地方公共団体にも法が適用されることとなり、審議会へ諮問する事項が大きく制約されたこと等を受け、定数も見直したものである。</p> <p>第9項 審議会委員及び専門委員は、特定個人の秘密に属する情報を取り扱うことがあるため、委員の守秘義務について定めたものである。</p>
--	--

<p>【条例】 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置等（第10条）</p>	<p>（横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置等） 第10条 実施機関における個人情報の保護に関し審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行うため、審議会に部会として横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、前項の実地調査及び審議を行ったときは、当該実地調査及び審議に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べるができる。 3 実施機関は、前項の意見が個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう求めるものである場合には、当該措置に係る処理の内容を審議会に報告するものとする。 4 委員会は、審議会の委員1人以上及び専門委員をもって組織する。 5 前条第4項の規定は、委員会について準用する。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、審議会の部会としての横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（以下「委員会」という。）の設置並びにその組織及び運営等について定めたものである。</p>
<p>【解釈】 第1項 第2項 第3項 第4項</p>	<p>委員会は、審議会答申（平成16年11月）を受けて、「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会設置運営要綱（平成17年9月29日制定、本条文の規定により平成24年3月31日廃止）」により設置されていたものを、審議会の部会として条例に位置付けたものである。 委員会は、条例第9条第3項に規定する審議会の調査審議機能のうち、特に実地における調査を担うものである。 第2項 実地調査の結果は、委員会から審議会宛に報告された後、審議会は実施機関宛に意見を述べる。 第3項 実施機関は、個人情報の保護に関し求められた措置について、必要な対応を行い、その結果を審議会宛に報告する。 第4項 委員会は審議会の部会であることから、審議会の委員1人以上が構成員となることを定めたものである。</p>
<p>【参考】</p>	<p>○横浜市における個人情報保護体制の充実について（平成16年11月審議会答申） 「庁内における個人情報の漏えい事故等を防止するためには、新たに外部委員による監査制度を導入することが適当である。 監査結果については、審議会に毎回報告することが適当である。」</p>

【条例】 規則への委任 (第11条)	(規則への委任) 第11条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
【趣旨】	本条は、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を、規則で定めるとするものである。

<p>【条例】 開示請求に係る手数料（第12条）</p>	<p>（開示請求に係る手数料） 第12条 法第89条第2項の手数料は、法第87条第1項の規定に基づく写しの交付により開示を実施する場合は別表に定める額とし、写しの交付以外の方法により開示を実施する場合及び法第82条第2項の規定により保有個人情報の全部を開示しない場合は無料とする。 2 前項の規定にかかわらず、同項の写しを郵便等により送付する場合の手数料の額は、別表に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とする。</p>																											
<p>【規則】 手数料の納付方法</p>	<p>（写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法） 第11条 条例第12条各項に規定する手数料は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第90条第3項の納付書により、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。</p>																											
<p>【趣旨】</p>	<p>保有個人情報の開示請求における写しの作成及び送付に関する費用は、写しの交付を受ける者の負担とすることを定めるものである。</p>																											
<p>【解釈】 第1項</p>	<p>写しの交付を受ける場合は、その作成に要する実費の範囲で、応分に費用を負担することを要する。</p> <p>(1) 写しの作成に要する手数料</p> <table border="1" data-bbox="427 947 1390 1518"> <thead> <tr> <th>写しの作成の方法</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力</td> <td>日本産業規格A列3番までの大きさの用紙</td> <td>白黒 1枚につき10円 カラー 1枚につき50円</td> </tr> <tr> <td>日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙</td> <td>実費相当額</td> </tr> <tr> <td>マイクロフィルムの用紙への出力</td> <td colspan="2">1枚につき10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電磁的記録の記録媒体への複製</td> <td>ページ数がある電磁的記録</td> <td>記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>ページ数がない電磁的記録</td> <td>記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製</td> <td colspan="2">記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。 <p>(2) 記録媒体の費用</p> <table border="1" data-bbox="427 1722 1390 1926"> <thead> <tr> <th>記録媒体の種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク</td> <td>1枚につき70円</td> </tr> <tr> <td>日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク</td> <td>1枚につき100円</td> </tr> <tr> <td>その他の記録媒体</td> <td>実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの）は</p>	写しの作成の方法	手数料		文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒 1枚につき10円 カラー 1枚につき50円	日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙	実費相当額	マイクロフィルムの用紙への出力	1枚につき10円		電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額	ページ数がない電磁的記録	記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額	文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		記録媒体の種別	金額	日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円	日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円	その他の記録媒体	実費相当額
写しの作成の方法	手数料																											
文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒 1枚につき10円 カラー 1枚につき50円																										
	日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙	実費相当額																										
マイクロフィルムの用紙への出力	1枚につき10円																											
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額																										
	ページ数がない電磁的記録	記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額																										
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額																											
記録媒体の種別	金額																											
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円																											
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円																											
その他の記録媒体	実費相当額																											

<p>第2項</p>	<p>CD-Rを、光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの）はDVD-Rをいう。</p> <p>保有個人情報の全部又は一部を開示する決定を受けて写しを郵便で受領する場合の手数料には、郵便料金に相当する金額を加算する。</p>
<p>【運用】</p>	<p>(1) 文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録を記録媒体へ複製して開示する方法も可能であるが、電子情報処理組織（電子メール等）での開示は技術的安全性が確保されていないため対応していない。</p> <p>(2) 写しの作成及び送付に要する費用は、保有個人情報の開示に先立って納付するものとする。事前の納付のない場合、実施機関は当該納付のあるまで写しの交付を保留することができる。</p> <p>(3) 写しの交付部数は、規則第8条により1部とされている。</p>

<p>【条例】 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第13条）</p>	<p>（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料） 第13条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。 (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円 (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。） 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額 (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条第1項は、新たに作成した行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を実施機関と締結する者が納めなければならない手数料を定めるものである。 第2項は、既に作成されている行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を実施機関と締結する者が納めなければならない手数料を定めるものである。</p>
<p>【解釈】 第1項</p> <p>第2項</p>	<p>(1) 法第119条第3項では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者が納める手数料は、「実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額」と規定され、政令第31条第4項で当該標準額は国の行政機関の場合と同額とされた。 標準額と異なる額を定める場合には、地方公共団体の特殊事情や実費の相違等の合理的な理由が必要となるが、本市としてこれらの事情もないことから、本件手数料については標準額とする。</p> <p>(2) 「行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間」には、データの匿名加工や成果物の検査に要する時間のほか、個人情報ファイルを管理している情報システムからのデータ抽出方法の設計及び抽出の実行や加工を外部委託する場合の起案文書等の作成に要する時間も含まれる。</p> <p>(3) 「行政機関等匿名加工情報の作成の委託」には、データの匿名加工に係る委託のほかに、情報システムからのデータの抽出及びそのためのプログラム作成に係る委託も含まれる。</p> <p>(1) 第2項の手数料も、政令第31条第5項で国の行政機関の場合と同額の標準額を定めていることから、第1項の手数料と同様、当該標準額を採用した。</p>

	<p>(2) 第1号の手数料は、当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者以外の者が作成済の当該行政機関等匿名加工情報を利用する場合の手数料であり、その額は、新規提案により作成したときの手数料額と同額とするものである。</p> <p>(3) 第2号の手数料は、当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が異なる利用目的で利用する場合や利用期間を延長して利用する場合の手数料である。</p>
【運用】	<p>手数料は、契約の締結前に納付するものとする。事前の納付がない場合、実施機関は利用契約の締結を留保する。</p>

<p>【条例】 出資法人等における個人情報の保護（第14条）</p>	<p>（出資法人等における個人情報の保護） 第14条 実施機関は、市が出資その他財政支出等を行う法人（市が設立した地方独立行政法人を除く。）であって、市長が定めるものにおける個人情報の保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、市が出資その他財政支出等を行う法人（市が設立した地方独立行政法人を除く。）であって、市長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）に対し、実施機関は、当該出資法人等の個人情報保護の推進のために必要な措置をとることを定めるものである。 出資法人等は、一般社団・財団法、民法、社会福祉法、会社法などの様々な根拠により設立され、市から独立した法人格を有しており、行政主体として認められるものではないため、本条例上の実施機関ではないが、その公共性や市政との密接な関連性から、本条を規定したものである。</p>
<p>【解釈】</p>	<p>(1) 実施機関（当該出資法人等の所管課）は、出資法人等に対して、その保有する個人情報の保護を推進できるよう、必要な助言又は指導を行うことができることを定めたものである。</p> <p>(2) 「市長が定めるもの」とは、次のいずれかに該当するものとする（横浜市出資法人等の保有する保有個人データの開示等に関する要綱（以下「出資法人要綱」という。）第2条第3項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地方公社及び本市の出資率が2分の1以上の法人 イ 本市の債務保証や損失補償が、基本財産又は資本金の2分の1以上の法人 ウ 市の補助金はその運営費の2分の1以上を占めている法人 エ 主な事業目的として市行政の一部を経常的に受託することとされている法人であって、受託料など市からの収入がその運営費の3分の2以上を占めている法人 <p>なお、ウの「市の補助金がその運営費の2分の1以上を占めている法人」とは、補助金が当該法人の営業費用（公益法人においては経常費用、社会福祉法人においては事業活動による支出をいう。以下同じ。）の2分の1以上を占めている法人をいう。</p> <p>また、エの「主な事業目的として市行政の一部を経常的に受託することとされている法人であって、受託料など市からの収入がその運営費の3分の2以上を占めている法人」とは、法人の設立目的や定款に定められた目的及び事業等において、法人の主な事業目的が市行政の一部を経常的に担うとされている法人であって、受託料など市からの収入の合計額が当該法人の営業費用の3分の2以上を占めている法人をいう。</p> <p>(3) 「市が設立した地方独立行政法人」については、条例第2条第2項を参照</p>
<p>【運用】</p>	<p>(1) 出資法人等の保有個人データに係る開示請求等の手続については、法第33条から第38条までの規定が適用されるが、本市は「出資法人要綱」及び「出資法人の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」を定め、各出資法人等が規程を整備し、保有個人データの開示等の適正な運用を図ることとしている。</p> <p>(2) 実施機関は、出資法人等から開示・不開示の回答など、保有個人データの開示等を実施する上で必要な事項について協議の申出があった場</p>

	<p>合は、これに応じ、必要な助言又は指導を行うものとする（出資法人要綱第4条）。</p> <p>(3) 出資法人等は、開示請求に対する回答について異議申出があったときは、原則として、実施機関に助言を求めるものとする（出資法人要綱第5条第1項）。</p> <p>(4) 実施機関は、出資法人等から異議申出について助言を求められたときは、出資法人等が開示請求等に対する回答の理由を説明した書面の提出を求め、市民情報課と協議を行い、協議の結果、必要と判断される場合は、当該書面を添えて条例第8条第1項の規定に準じて、審査会に諮問するものとする。この際に、実施機関の意見を示すものとする（出資法人要綱第5条第3項及び第4項）。</p> <p>(5) 市長は、毎年1回、出資法人等の保有個人データに係る開示請求等の実施状況を公表するものとする（出資法人要綱第7条）。</p>
--	---

【条例】 市長の調整 (第15条)	(市長の調整) 第15条 市長は、必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対し、個人情報の保護について、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。
【趣旨】	本条は、法及びこの条例を統一的に運用していくため、市長がその調整機能を果たすことを定めたものである。
【解釈】	(1) 報告の要求及び助言の内容は、個人情報の保護に関することである限り、条例の解釈、運用、個人情報の取扱基準、具体的な事案の処理の方針等あらゆる事項に及ぶものである。 (2) 「報告」とは、各実施機関における個人情報保護制度の実施状況を把握するために求める報告をいう。 (3) 「指導若しくは助言」とは、法及び条例の適切な運用が行われるよう、個別に行うもののほか、全庁的に行うものも含む。

【条例】 運用状況の公表 (第16条)	(運用状況の公表) 第16条 市長は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。
【趣旨】	(1) 本条は、法及び条例の運用状況の公表に関する市長の責務を定めるものである。 (2) 個人情報保護制度の運用の状況を把握して、今後の適正な管理運用を図るとともに、運用の状況を公表することにより、個人情報の適正な管理等を推進する趣旨である。
【運用】	運用状況の公表は、市民局市民情報課において取りまとめて行う。

【条例】 委任(第17条)	(委任) 第17条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
【趣旨】	本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を市長が規則等により定めることとするものである。 この条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関を通じて、その内容をできる限り統一することが望まれるものであることから、市長に委任するものである。
【参考】	この条例の施行に関し必要な事項を定める規則は、次のものがある。 ・横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則 ・横浜市個人情報保護審議会規則

<p>【条例】 附則①</p>	<p>附 則 抄 (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の横浜市個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の規定によりされた届出(議長が届け出たものを除く。)は、この条例による改正後の横浜市個人情報の保護に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定によりされた届出とみなす。 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。 4 施行日前に旧条例第50条第1項本文又は第2項の規定による是正の申出がされた場合における旧条例に規定する是正の申出に係る処理については、なお従前の例による。 5 この条例の施行の際現に旧条例第58条の規定により横浜市個人情報保護審議会の委員及び専門委員に任命されている者は、新条例第9条の規定により審議会の委員及び専門委員に任命された者とみなす。この場合において、当該委員及び専門委員の任期は、同条第6項及び第8項の規定にかかわらず、令和6年5月31日までとする。 6 新条例第9条第5項の規定は、前項に規定する任期が満了する日の翌日以後に任命する委員の定数について適用し、同日前の定数については、なお従前の例による。 7 新条例第12条の規定は、施行日以後の法第76条の規定による開示の請求に係る写しの交付の手数料について適用し、施行日前の旧条例第20条の規定による開示の請求に係る写しの交付の費用については、なお従前の例による。</p>
<p>附則②</p>	<p>附 則 (令和5年2月条例第6号) 抄 (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p>附則③</p>	<p>附 則 (令和7年12月条例第56号) この条例中、第5条第1項第1号の改正規定は令和8年4月1日から、別表の1の表の改正規定は規則で定める日から施行する。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条例の施行期日及び本条例の施行に伴い必要な経過措置を定めたものである。</p>
<p>【解釈】 附則① 第1項</p>	<p>この条例の施行日を令和5年4月1日としたものである。</p>

<p>第2項</p>	<p>施行日前に届け出られた個人情報を取り扱う事務開始届についての経過措置を定めたものである。本条例第4条第1項は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ市長に届け出ることを定めているが、本条例施行日前に届け出られた同事務開始届については、本項の規定により本条例第4条第1項による届出とみなすこととしたものである。なお、議長が届け出たものに係る経過措置は、法が議会を規律の対象から除外していることから、本条例においても除外をしている。</p>
<p>第3項</p>	<p>改正前の条例で処理が終了していない本人開示請求、訂正請求及び利用停止請求についての経過措置を定めたものである。改正前の条例に基づき行われた本人開示請求、訂正請求及び利用停止請求であって、本条例施行の際、その開示請求等の処理が終了していないものについては、本条例の施行後においても、改正前の条例により引き続き処理することを定めたものである。</p>
<p>第4項</p>	<p>改正前の条例で処理が終了していない是正の申出についての経過措置を定めたものである。改正前の条例に基づき行われた是正の申出であって、本条例施行の際、その処理が終了していないものについては、本条例の施行後においても、改正前の条例により引き続き処理することを定めたものである。</p>
<p>第5項</p>	<p>施行の際、現に組織されている審議会の委員及び専門委員の任命についての経過措置を定めたものである。本条例第9条第5項は、審議会は、市長が任命する委員7人以内をもって組織することを定めているが、本条例施行の際に、既に任命されている者については、本項の規定により本条例第9条第5項により任命をされた者とみなすこととしたものである。この場合において、これらの者の任期は、本条例第9条第6項及び第8項で定める任期にかかわらず、令和6年5月31日までとすることを定めたものである。</p>
<p>第6項</p>	<p>施行の際、現に組織されている審議会の委員の定数についての経過措置を定めたものである。本条例第9条第5項は、審議会は、市長が任命する委員7人以内をもって組織することを定めているが、当該定数は令和6年6月1日以後に新たに任命する委員の定数について適用し、同日前の定数については、本条例の施行後においても、改正前の条例による10人以内を定数とすることを定めたものである。</p>
<p>第7項</p>	<p>改正前の条例に基づき行われた本人開示請求に係る写しの交付の費用についての経過措置を定めたものである。改正前の条例に基づき行われた本人開示請求に係る写しの交付の費用については、本条例の施行後においても、改正前の条例による費用を徴収することを定めたものである。</p>
<p>附則②</p>	<p>横浜市会個人情報の保護に関する条例の制定に伴う用語整理のための一部改正条例の施行期日を定めたものである。第9条第2項中「実施機関」の次に「及び議長(以下「実施機関等」という。)」を加え、同条第3項及び第4項中「実施機関」を「実施機関等」と改めたものである。また、第10条第1項から第3項までの規定中「実施機関」を「実施機関等」に改めたものである。</p>
<p>附則③</p>	<p>個人情報を取り扱う事務の委託について、審議会に報告を要する範囲を変更する第5条第1項第1号の改正規定の施行期日を令和8年4月1日と定めたものである。また、保有個人情報に係る電磁的記録の指定情報処理システムの使用による交付手数料を記載した別表の1の表の改正規定の施行期日を規則で定める日と定めたものである。</p>

【参考1】横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則の解釈・運用

<p>【規則】 電磁的記録の開示方法（第6条）</p>	<p>（電磁的記録の開示方法） 第6条 法第87条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であつて、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの聴取 イ 当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付</p> <p>(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であつて、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの視聴 イ 当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの ア 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧 イ 当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ（実施機関が現に使用している専用機器に限る。）に出力したものの視聴又は閲覧 ウ 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの写しの交付 エ 当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 オ 当該保有個人情報に係る部分を光ディスク（条例別表の2の表に規定する光ディスクをいう。）に複写したものの交付</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、法第78条第1項の規定により、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合の開示の実施方法について、その種別に応じて行うことを定めたものである。</p> <p>なお、電磁的記録である保有個人情報の開示の実施は、その種別、情報化の進展状況等を勘案して定めることとされている。</p>
<p>【解釈】</p>	<p>(1) 保有個人情報の閲覧及び写しの交付の方法は、次のとおりである。 ア 「閲覧」とは、保有個人情報が記録された文書、図画、写真又はマイクロフィルムを閲覧に供し、電磁的記録にあつては、実施機関が現に保有している専用機器の画面に表示するなどの方法により閲覧に供することをいう。 イ 「写しの交付」とは、保有個人情報が記録された文書、図画、</p>

	<p>写真、フィルム及び電磁的記録を、紙その他の媒体に複写したもの（スキャナにより読み取って作成した電磁的記録を記録媒体へ複製したものを含む。）を交付することをいう。</p> <p>なお、電子情報処理組織（電子メール等）を用いた写しの開示は、技術的安全性が確保されていないため行わない。</p> <p>ウ 「視聴」とは、保有個人情報記録されたフィルム又は電磁的記録について、再生装置等を用いて視聴に供することをいう。</p> <p>(2) 第3号は、いわゆる情報処理システム内に電磁的記録の行政文書として保有する個人情報について、実施機関が保有するプログラムによって取り出し、開示をする方法を定めたものである。</p> <p>(3) 第3号エにおけるフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）とは、一般に3.5インチフロッピーディスクを指し、第3号オにおける条例別表に規定する光ディスクとは、一般にCD-R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク）又はDVD-R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスク）などと呼称するディスクを指している。</p>
--	--

<p>【規則】 視聴又は閲覧の中止（第7条）</p>	<p>（視聴又は閲覧の中止）</p> <p>第7条 実施機関は、保有個人情報記録された行政文書の視聴又は閲覧を受ける者が当該視聴又は閲覧に係る保有個人情報記録された行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報記録された行政文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、保有個人情報記録されている行政文書を視聴又は閲覧による開示を受ける者が当該行政文書を汚損、破損又は内容の損傷を行うおそれがあるときの視聴又は閲覧の中止措置を定めたものである。</p>
<p>【解釈】</p>	<p>「保有個人情報記録された行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるとき」とは、行政文書の形態又は形状から行政文書が汚損され、破損され、又は行政文書の内容を損傷されるおそれがある場合で、その結果当該行政文書の適切な管理・保存に支障を生ずることとなる場合をいう。</p>
<p>【運用】</p>	<p>視聴又は閲覧を中止の原因となった行為の態様及び中止するについて、開示を受ける者に伝えた上で中止し、再度の開示は行わない。</p>

<p>【規則】 写しの交付部数（第8条）</p>	<p>（写しの交付部数）</p> <p>第8条 保有個人情報の開示を行う場合において、当該保有個人情報記録された行政文書の写しを交付するときの交付部数は、当該開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書1件につき1部とする。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本条は、保有個人情報記録された行政文書の写しの交付部数を行政文書1件につき1部とすることを定めたものである。</p>
<p>【解釈】</p>	<p>本条は、整然と確実に事務を執行するとともに、条例第12条に規定する手数料の積算に係る疑義の発生を防止するためのものである。</p>

【参考2】保有個人情報の開示請求等事務

<p>法第5章（行政機関等の義務等） 第4節（開示、訂正及び利用停止） 第1款（開示） 第76条（開示請求権） 第77条（開示請求の手續） 第78条（保有個人情報の開示義務） 第79条（部分開示） 第80条（裁量的開示） 第81条（保有個人情報の存否に関する情報） 第82条（開示請求に対する措置） 第83条（開示決定等の期限） 第84条（開示決定等の期限の特例） 第85条（事案の移送） 第86条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第87条（開示の実施） 第88条（他の法令による開示の実施との調整） 第2款（訂正） 第90条（訂正請求権） 第91条（訂正請求の手續） 第92条（保有個人情報の訂正義務） 第93条（訂正請求に対する措置） 第94条（訂正決定等の期限） 第95条（訂正決定等の期限の特例） 第96条（事案の移送） 第97条（保有個人情報の提供先への通知） 第3款（利用停止） 第98条（利用停止請求権） 第99条（利用停止請求の手續） 第100条（保有個人情報の利用停止義務） 第101条（利用停止請求に対する措置） 第102条（利用停止決定等の期限） 第103条（利用停止決定等の期限の特例）</p>	
<p>【解釈】 【運用】</p>	<p>1 国の個人情報保護委員会（※1）が定める次の解釈・運用に基づき事務を行う。</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等向け）「7 開示、訂正及び利用停止」 (2) 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）「IV 開示、訂正及び利用停止編」</p> <p>※1 個人情報保護委員会 (https://www.ppc.go.jp/)</p>
<p>【審査基準】 （請求受付時の最新の資料を参照すること）</p>	<p>2 開示請求等についての決定に係る審査の基準は、上記1(2)の事務対応ガイド中の次の項に記載のもの（※2）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求 「6-1-3 開示・不開示の審査」 ・訂正請求 「6-2-3 訂正・不訂正の審査（法第92条）」 ・利用停止請求 「6-3-3 利用停止・不利用停止の審査（法第100条）」 <p>※2 資料編を参照</p>

<p>【補足1】 請求受付関係</p>	<p>1 開示請求等の案内</p> <p>(1) 受付窓口は、市庁舎市民情報センター及び各区役所総務部区政推進課広報相談係とする。</p> <p>(2) 開示請求を行いたい旨の申出を受けた課は、どのような情報を知りたいのかを確認し、保有個人情報の開示請求として対応すべきか否かを判断し、申出者に伝える。</p> <p>開示請求の場合は、請求対象の保有個人情報の所管課及び保有個人情報（当該情報が記録された行政文書）の特定に係る情報を申出者に伝えた上で、受付窓口を案内する。</p> <p>また、条例第6条の規定により実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、簡易な方法で本人提供できる旨を説明する。</p> <p>2 開示請求等の受付</p> <p>(1) 法令に定める記載事項を含め、「個人情報関連事務の手續に係る様式に関する要綱」で様式を定めているため、これを案内する。</p> <p>なお、当該要綱の様式は、記載漏れを防ぎ、事務の円滑化のために定めているものであるため、法定の記載事項が充足されている開示請求書等は、当該様式を使わずとも有効なものとして受け付ける。</p> <p>(2) 受付窓口では、政令第16条第2号の規定により市長が指定する次の施設において、特別の管理がされている資料に記録された情報は、保有個人情報の開示請求の対象から除外されることに留意する（規則第3条）。</p> <p>ア 横浜市史資料室 イ 横浜市市民情報センター ウ 横浜美術館 エ 横浜こども科学館 オ 横浜市歴史博物館 カ 横浜都市発展記念館 キ 横浜ユーラシア文化館 ク 横浜開港資料館 ケ 横浜市立図書館 コ 公立大学法人横浜市立大学医学情報センター サ 公立大学法人横浜市立大学学術情報センター</p> <p>(3) 受付窓口では、受付後に、次の事項について説明する。</p> <p>ア 請求制度の説明（開示決定等の期限、開示決定等の期限の延長、開示決定通知等） イ 保有個人情報の写しの交付については、当該写しの作成及び送付に要する費用の前納が必要なこと。 ウ 開示の実施に係る方法等の申出</p> <p>(4) 郵送による開示請求等は、窓口での受付に準じて受け付けるが、本人又は代理人と対面しないため、電話等で請求の意思を確認するなど、より正確な本人確認を行う。</p> <p>受付日は、開示請求書等が上記受付窓口へ到達した日を原則とし、受付後、提出を受けた確認書類（委任状を除く。）とともに副本1通を開示請求者に送付する。</p> <p>(5) ファクシミリ、電子申請、電子メール等による開示請求等は、誤送信の危険があり、また、請求者が保有個人情報の本人又は代理人であることの確認や、到達の確認手段が確立していないことから、</p>
---------------------------------------	--

	<p>請求方法とはしていない。来庁できない場合は、受付窓口への郵送による請求を案内する。</p> <p>(6) 受付窓口での請求内容の確認の際は、保有個人情報所管課に電話連絡し、必要に応じ電子メール等で請求書を送付するなど、迅速な処理に努める。電子メール等を用いるときは、誤送信等を防ぐため、パスワードを設定し、宛先が正しいかを確認した上で送信するなどの必要な措置をとるものとする。</p> <p>3 開示請求等受付後の取扱い</p> <p>(1) 受付窓口では、開示請求書等の記載事項の形式的要件を確認し、当該請求書各葉に受付印を押し、請求者に副本1通を交付する。</p> <p>(2) 市民情報センターで受け付けた場合は、開示請求書の副本1通を市民情報課で保管し、保有個人情報所管課へ開示請求を受け付けた旨を電話連絡後、正本を送付する。</p> <p>(3) 区役所広報相談係で受け付けた場合は、開示請求書の副本1通を区役所で保管し、保有個人情報所管課へ開示請求を受け付けた旨を電話連絡後、正本を送付する。また、副本1通を正本送付先の所管課を明らかにした上で市民情報課に送付する。</p> <p>4 開示請求の取下げ</p> <p>開示請求者から請求を取り下げる申出があった場合は、保有個人情報所管課又は受付窓口は、書面により取下げの意思を確認する。 なお、取下げを強要することがないよう配慮しなければならない。</p>
<p>【補足2】 開示等判断</p>	<p>1 法は不開示事由を定め、それに該当しない場合は開示すべきことを定めている。一方、地方公務員法その他の法律で、公務員には守秘義務が課されているが、法は地方公務員法等に対する特別法というわけではないため、開示請求への対応の場合でも守秘義務が解除されるわけではない。</p> <p>地方公務員法等にいう「秘密」は、法の不開示事由に該当することが多いと思料され、秘密に該当する事項が開示されることはあまり想定されないが、「秘密ではあるが不開示事由に当たらない」事項については、守秘義務だけを理由に不開示とするのも相当とはいえない（レアケースと思料されるため、実施機関は、市民情報課に相談のこと。）。</p> <p>2 法の開示請求等ではなく、他の行政機関等から他の法令を根拠として保有個人情報の提供を求められたときは、利用目的以外の第三者提供（法第69条）による対応などを検討する。</p>
<p>【補足3】 開示の実施方法</p>	<p>1 開示請求者が視覚障害者である場合には、保有個人情報が記録された行政文書をスキャナで読み取り、そのデータを音声データに変換し、外部出力装置にて音声出力を行う等により、開示の実施を行う。</p> <p>2 写しの交付方法</p> <p>(1) 保有個人情報が記録された行政文書の写しは、保有個人情報所管課において作成し、開示の実施の際に交付する。</p> <p>(2) 文書、図画又は写真がカラーの場合は、カラー複写により写しを作成して交付する。ただし、開示請求者から申出があったときは、白黒刷りとすることができる（開示請求書様式に申出欄あり）。</p>

	<p>(3) 縮小・拡大について開示請求者からの申出があり、保有個人情報所管課で使用している複写機により対応できる場合は、縮小し、又は拡大した写しを交付することができる。ただし、複数枚の文書を、1面に集約してコピーすることはできない。</p> <p>(4) 開示請求者から片面印刷の行政文書を両面印刷にしてほしいとの申出があった場合は、両面印刷とすることができる（この場合の写しの作成に要する手数料は、第12条の解釈欄を参照する。）。</p> <p>(5) マイクロフィルムの写しの交付は保有個人情報に係る部分をA3判までの用紙に印刷したものを、電磁的記録の写しの交付は光ディスクに複写したもの又は用紙に出力したものをを用いる。</p> <p>(6) 文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録を記録媒体へ複製して開示する方法も可能であるが、電子情報処理組織（電子メール等）での開示は技術的安全性が確保されていないため対応していない。</p>
<p>【補足4】 訂正請求</p>	<p>1 請求者が訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を提出した場合は、当該証明資料を原則返還せず、請求書正本とともに保有個人情報所管課に送付する。</p> <p>2 請求者に対し「訂正の趣旨及び理由」欄の内容について具体的に分かりやすく記載するよう求める。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(記入例) 〇〇文書に記録されている私の個人情報の中の「△△」との記述は、「□□」の誤りなので訂正を求める。</p> </div> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効力の及ぶ範囲は当該開示請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた他の行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。別途、争訟手続により解決されるべき問題である。</p> <p>4 訂正の実施 保有個人情報所管課は、保有個人情報を訂正（一部訂正を含む。）する決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報を訂正する。 訂正には、単に記録内容の誤りの訂正だけでなく、記録が不備である場合の追加や余分である場合の削除を含む。</p> <p>5 決定の通知</p> <p>(1) 訂正請求に係る保有個人情報について、開示決定等を行った文書番号、決定年月日、件名、保有個人情報の内容等を記入する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(記入例) 〇〇第 号〇〇年〇月〇日決定 〇〇に係る保有個人情報の開示請求 〇〇相談記録票に記載された〇〇〇〇の保有個人情報</p> </div> <p>(2) 訂正前の保有個人情報の内容及び訂正後の保有個人情報の内容を記入する（別紙でも可とする。）。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(記入例) 土地の売買価格300万円は、土地の売買価格200万円と訂正する。</p> </div> <p>(3) 保有個人情報の全部又は一部を訂正しない場合は、その理由を具</p>

	<p>体的に記入する。</p> <p>(記入例) 訂正請求のあった、土地の売買価格については、調査の結果、200万円と認められないので、現記載を訂正しない。</p>
<p>【補足5】 利用停止請求</p>	<p>1 利用停止請求書</p> <p>(1) 「利用停止請求対象の情報」として、請求者から同意を得て、開示を受けた決定通知書の写し又は保有個人情報が記載された文書を複写し、利用停止請求書に添付して明らかにする。 同意が得られない場合は、開示決定を受けたときの文書番号、決定年月日、保有個人情報の内容などを具体的に記載してもらう。</p> <p>(2) 「趣旨」は、利用停止請求者が求める措置の内容（利用の停止、消去、提供の停止）を明確に記載してもらう。 ・「利用の停止」とは、当該保有個人情報の利用を止めることであり、全面的な停止だけでなく一部停止を含む。 ・「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を行政文書から消し去ること又は保有個人情報が記録された行政文書自体を廃棄することである。 ・「提供の停止」とは、他機関等へのその後の提供を止めることである。</p> <p>(3) 「理由」は、実施機関の保有個人情報の取扱いが法に違反して収集し、若しくは保有し、又は利用若しくは提供しているとする根拠となるもので、実施機関が必要な調査ができる程度に、具体的に分かるように記載してもらう。</p> <p>(記入例) 〇〇相談記録票の△△欄に記録されている「□□」という私の保有個人情報の利用停止（提供の停止）を求める。その理由は「□□」という私の保有個人情報は●●という状態であり、条例■ ■条に違反して収集されたため。</p> <p>2 利用停止の実施 所管課は、保有個人情報を利用停止（利用一部停止を含む。）する決定をしたときは、速やかに次のような対応をする。</p> <p>(1) 当該保有個人情報の利用を止める（利用一部停止を含む。）。</p> <p>(2) 行政文書から当該保有個人情報の全部又は一部を消去する。これには、当該保有個人情報を匿名化することも含む。</p> <p>(3) 当該保有個人情報の他機関等へのその後の提供を止める。</p> <p>3 利用停止決定の通知</p> <p>(1) 利用停止請求に係る保有個人情報について、開示決定等を行った文書番号、決定年月日、件名、保有個人情報の内容等を記入する。</p> <p>(記入例) 〇〇第 号〇〇年〇月〇日決定 〇〇に係る保有個人情報の開示請求 〇〇相談記録票に記載された〇〇〇〇の保有個人情報</p> <p>(2) 利用停止の内容の内容として、次のように記入する。</p> <p>(記入例) 〇〇相談記録票の△△欄にある「□□」を削除した。</p>

《 資料編 》

保有個人情報の開示請求に対する決定に係る審査基準

「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
令和4年2月（令和4年10月一部改正）」（個人情報保護委員会事務局）

6-1-3 開示・不開示の審査

場合には、修正した開示請求書の写しを開示請求者に送付し確認を求めるなど事後のトラブルが生じないように十分配慮する。

(4) 補正の参考となる情報の提供

保有個人情報の特定が不十分である開示請求がなされた場合には、法第 77 条第 3 項の趣旨を踏まえ、開示請求者に対して、保有個人情報の特定に資する情報の提供を積極的に行うことが必要である。特定不十分として不開示決定を行うということは、開示請求者に対して十分な情報提供を行ったにもかかわらず、開示請求者が補正の求めに応じなかった場合など開示請求者側に特別の事情がなければ生じないものであるということに留意する。

6-1-3 開示・不開示の審査

6-1-3-1 不開示情報該当性の審査（法第 78 条）

法第 78 条

- 1 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
 - (1) ～ (7) (略)
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について、法第 78 条第 1 項に規定する不開示情報に該当するかどうか審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」（法第 82 条第 1 項）か「保有個人情報の全部を開示しない」（同条第 2 項）かの判断を行う。

(1) 不開示情報該当性の審査

当該判断は、保有個人情報の内容、利用目的に則し、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

なお、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法（以下「情報公開法等」という。）に基づく開示・不開示の決定に係る先例が相当大量に蓄積されている。法と情報公開法等の不開示情報は、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）及び情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（法第78条第2項）以外は、基本的に同様としている。その意味で情報公開法等における先例も十分参考になり得るものと考えられる。また、不開示情報は、法第78条第1項に規定する不開示情報のいずれか一つに該当するだけでなく、複数の不開示情報に該当することもあるのでその点にも留意する（ガイドライン7-1-4（開示義務）を参照のこと。）。

また、法に基づいて本人の特定個人情報の開示請求が行われた場合、番号法第2条第6項の本人（個人番号によって識別される特定の個人本人）がその開示を求めているのであるから、法第78条第1項に定められた不開示情報に該当する部分を除いて、開示することとなる。

（2） 審査基準の策定

保有個人情報の開示・不開示の決定は、開示請求を受けた行政機関の長等が本項各号の不開示情報が記録されているかどうかを判断することによって行う。

開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、行政機関の長等は、行政手続法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある（ガイドライン7-1-4（開示義務）を参照のこと。）。

（3） 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合等の取扱い

開示請求に係る保有個人情報が、請求先の行政機関等の保有する保有個人情報に該当しない場合、文書保存期間満了により廃棄処分しており保有していない場合、開示請求の対象外となっている場合等には、行政機関等において開示請

求者にその旨を教示するなど適切に対応する必要がある。しかしながら、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるため、以上のような場合であっても、開示請求が行われることがあり得る。その場合には、不開示の理由を示して不開示決定を行うこととなる。

また、開示請求に係る保有個人情報に特定されていない場合や手数料が納付されていない等の事由により、開示請求者に補正を求めたが、開示請求者がこれに応じなかった場合には、開示請求書に形式上の不備があるものとして、不開示決定を行うこととなる。

6-1-3-1-1 不開示情報（個人に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）

法第 78 条（第 1 項第 1 号及び第 2 号）

1 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第 76 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 86 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規

定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。

しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。

【具体例】

- 例 1) 患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報
例 2) 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報

開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（第三者）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下 6-1-3-1-1 (2)（開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報）及び (3)（開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの）において同じ。）が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とされている。

具体的には、以下に該当するものは不開示情報となる。

- ① 氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの

- ② 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

【具体例】

例 1) 匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの

例 2) 開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの

以下の情報は、上記(2)の開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報から除かれている。

- ① 法令の規定(※1)により又は慣行として開示請求者が知ることができ(※2)(※3)、又は知ることが予定されている(※4)情報

(※1) 何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる(3-3(その他(法令))を参照のこと。)

(※2) 慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

(※3) 行政機関においては、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「情報公開申合せ」という。)(資料4)において、各行政機関は、その

所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。行政機関においては、本通知により公表を行うこととなる公務員の氏名については、法第78条第1項第2号イに該当するものとして、開示されることとなる。

(※4) 実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

③ 公務員等（※1）の職及び職務の遂行に係る情報（※2）（※3）

(※1) 国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

(※2) 公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。

(※3) 公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。

この点、行政機関においては、行政機関情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから（情報公開申合せ（資料4）を参照のこと。）、当該職員の氏名につい

て、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

また、独立行政法人等において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど情報公開申合せによることなく氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

6-1-3-1-2 不開示情報（法人等に関する情報）（法第78条第1項第3号）

法第78条（第1項第3号）

1 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1) 法人等に関する情報として不開示となる情報

法人その他の団体（※1）に関する情報（※2）又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次の①又は②に該当するものは、不開示情報とされている。

- (※1) 株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるとされている。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。
- (※2) 法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはならない。

- ① 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利（※1）、競争上の地位（※2）その他正当な利益（※3）を害するおそれ（※4）があるもの

(※1) 信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

(※2) 法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(※3) ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(※4) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- ② 行政機関等の要請（※1）を受けて（※2）、開示しない（※3）との条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例（※4）として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること（※5）が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(※1) 法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

- (※2) 行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。
- (※3) 法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。
- (※4) 法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。
- (※5) 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

6-1-3-1-3 不開示情報（国の安全等に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 4 号）

法第 78 条（第 1 項第 4 号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(4) 行政機関の長が第 82 条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(1) 国の安全等に関する情報として不開示となる情報

行政機関の長が、開示することにより、国の安全（※1）が害されるおそれ（※2）、他国若しくは国際機関（※3）との信頼関係が損なわれるおそれ（※4）又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ（※5）があると当該行政

機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報（※6）は、不開示情報とされている。なお、本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がないが、別途、法第78条第1項第7号イが適用される。

- （※1）国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。
- （※2）国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。
- （※3）「他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。
- （※4）他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。
- （※5）他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。
- （※6）開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上

又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

6-1-3-1-4 不開示情報（公共安全等に関する情報）（法第78条第1項第5号）

法第78条（第1項第5号）

1 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(1) 公共安全等に関する情報として不開示となる情報

行政機関の長又は地方公共団体のうち都道府県の機関が、開示することにより、犯罪の予防（※1）、鎮圧（※2）又は捜査（※3）、公訴の維持（※4）、刑の執行（※5）その他の公共安全と秩序の維持（※6）（※7）（※8）に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示情報とされている。なお、本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がないが、別途、法第78条第1項第7号ロが適用される。

（※1）罪の発生を未然に防止することをいう。

（※2）犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

（※3）捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

- (※4) 「公共安全と秩序の維持」の例示であり、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- (※5) 「公共安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当する。
- (※6) 刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。
- (※7) 開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる。
- (※8) 風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第78条第1項第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

6-1-3-1-5 不開示情報（審議、検討等に関する情報）（法第78条第1項第6号）

法第 78 条（第 1 項第 6 号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(1) 審議等に関する情報として不開示となる情報

国の機関（※1）、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に関する情報（※2）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に（※3）損なわれるおそれ（※4）、不当に（※3）国民の間に混乱を生じさせるおそれ（※5）又は特定の者に不当に（※3）利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ（※6）がある情報は、不開示情報となる。

（※1）国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

（※2）国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

（※3）審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

（※4）開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。

- (※5) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。
- (※6) 尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。

(2) 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

6-1-3-1-6 不開示情報(事務又は事業に関する情報)(法第78条第1項第7号)

法第78条(第1項第7号)

1 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国

際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(1) 事務又は事業に関する情報として不開示となる情報

国の機関（※1）、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第78条第1項第7号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（※2）があるものとして①から⑦までに示す情報は、不開示情報とされている。

（※1）国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

（※2）当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

【その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当し得る例】

例) 同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ① 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る（※）おそれ

（※）国の安全が害されるおそれ等については、6-1-3-1-3（不開示情報（国の安全等に関する情報））を参照のこと。

- ② 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす（※）おそれ

（※）犯罪の予防等については、6-1-3-1-4（不開示情報（公共安全等に関する情報））を参照のこと。

- ③ 監査（※1）、検査（※2）、取締り（※3）、試験（※4）又は租税の賦課若しくは徴収（※5）に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ（※6）又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

（※1）主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

（※2）法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

（※3）行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

（※4）人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

- (※5) 租税には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- (※6) 同号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。

④ 契約（※1）、交渉（※2）又は争訟（※3）に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（※4）

- (※1) 相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (※2) 当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (※3) 訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。
- (※4) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合がある場合が考えられる。

- ⑤ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（※）

（※）例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、（i）知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、（ii）試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

- ⑥ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（※）

（※）例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

- ⑦ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

6-1-3-2 部分開示の可否（法第79条）

法第79条

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、次の場合には部分開示をしなければならない（法第 79 条）。

- ① 不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合（同条第 1 項）
- ② 開示請求に係る保有個人情報に法第 78 条第 1 項第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、開示請求者以外の特定の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合（法第 79 条第 2 項）

①不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合には、当該不開示情報部分を除いて開示しなければならない（法第 79 条第 1 項。ガイドライン 7-1-5（部分開示）を参照のこと。）。特に、電磁的記録に記録された保有個人情報については、その記録媒体の特性等から、容易に区分して除くことができるか否かが問題となることがあり、6-1-8-1（2）「部分開示の実施方法」を参考に個別に判断する必要がある。

なお、不開示情報の区分が困難であるか又は区分は容易であるが分離が困難である場合には、「容易に区分して除くことができるとき」に当たらないため、不開示とすることになる。

②開示請求に係る保有個人情報に法第 78 条第 1 項第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、開示請求者以外の特定の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分を除いて開示しなければならない（法第 79 条第 2 項）。

6-1-3-3 裁量的開示の判断（法第 80 条）

法第 80 条

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

法第 78 条の不開示情報該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量することになる。裁量的開示は、行政機関等として不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、行政的判断により、開示することができるものとするものである（ガイドライン 7-1-6（裁量的開示）を参照のこと。）。

6-1-3-4 存否応答拒否の適否（法第 81 条）

法第 81 条

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなると判断される場合には、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行うことができる（法第 81 条。ガイドライン 7-1-7（保有個人情報の存否に関する情報）を参照のこと。）。

なお、このような性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。

6-1-4 開示決定等の通知

6-1-4-1 開示決定（法第 82 条第 1 項）

法第 82 条（第 1 項）

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 62 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

保有個人情報の訂正請求に対する決定に係る審査基準

「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
令和4年2月（令和4年10月一部改正）」（個人情報保護委員会事務局）

6-2-3 訂正・不訂正の審査（法第92条）

なお、形式上の不備とは、法第 91 条第 1 項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。訂正請求に係る保有個人情報に法第 90 条第 1 項各号に該当しない場合（保有個人情報の開示を受けていない場合）及び同条第 3 項の期間を経過した後に訂正請求がなされた場合は、形式上の不備には該当しない。

6-2-3 訂正・不訂正の審査（法第 92 条）

法第 92 条

行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の訂正をする」（法第 93 条第 1 項）か「保有個人情報の訂正をしない」（同条第 2 項）かの決定を行う。

なお、当該決定は、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

(1) 訂正請求に理由があると認められない場合

- ① 行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合には、不訂正の決定を行う。
- ② 行政機関等による調査の結果、請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正の決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。この場合には、一般的には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載することが望ましい（6-2-4-2 (2)（理由の記載方法）を参照のこと。）。
- ③ 行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行う。ただし、行政機関等において、当

該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。

(2) 訂正請求に理由があると認められる場合における訂正・不訂正の判断

行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれか判断し、決定を個別に行う。

(3) 総括

整理すると、【表 3】（訂正請求に係る判断）のとおりである。

【表 3】 訂正請求に係る判断

訂正請求に係る保有個人情報の内容の事実性		利用目的の達成に必要な範囲内の請求内容かどうか	決定内容	備考
事実であることが判明した場合		—	不訂正	—
事実であるか判明しなかった場合		—	不訂正	事実関係が不明確な旨を注記
事実でないことが判明した場合	a 請求内容の全部	全部範囲内	訂正	—
		一部範囲内	訂正（利用目的の達成に必要な範囲内）	訂正決定通知書には、不訂正とした部分とその理由を記載する。
		全部範囲外	不訂正	—
	b 請求内容の一部	※訂正請求に理由があると判断した部分について、aと同様の判断を行う。	—	—

（注）請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正決定をした上で、必要に応じて職権で訂正を行う。

6-2-4 訂正決定等の通知

6-2-4-1 訂正決定（法第 93 条第 1 項）

法第 93 条（第 1 項）

1 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報の内容を訂正することを決定したときは、速やかに訂正請求者に対して、その旨を書面（標準様式第 2-17）により通知する（法第 93 条第 1 項）。

オンラインにより通知を行うことも法制上は可能（デジタル手続法第 7 条及びデジタル手続法施行規則第 7 条等）とされている（オンラインによる手続を行う場合の留意点は、6-1-2-1（開示請求書の内容の確認）も参照のこと。）。

訂正請求者が代理人である場合であって、訂正することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

訂正請求に基づき、当該請求内容の一部について訂正を実施することを決定した場合（例えば、訂正請求書には 10 か所の訂正が記載されているが、訂正の決定はこのうちの 5 か所だけとした場合等）には、訂正決定を行った上、訂正決定通知書に不訂正とした部分及びその理由を記載する。

6-2-4-2 不訂正決定（法第 93 条第 2 項）

法第 93 条（第 2 項）

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

保有個人情報の利用停止請求に対する決定に係る審査基準

「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
令和4年2月（令和4年10月一部改正）」（個人情報保護委員会事務局）

6-2-3 利用停止・不利用停止の審査（法第100条）

6-3-3 利用停止・不利用停止の審査（法第 100 条）

法第 100 条

行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の利用停止をする」（法第 101 条第 1 項）か「保有個人情報の利用停止をしない」（同条第 2 項）かの判断を行う。

なお、当該判断は、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

(1) 利用停止請求に理由があると認められない場合

- ① 行政機関等による調査の結果、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、保有個人情報の利用停止をしない決定（以下「不利用停止決定」という。）を行う。
- ② 行政機関等による調査の結果、当該保有個人情報が、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、不利用停止決定を行うこととなる。

(2) 利用停止請求に理由があると認められる場合

行政機関等による調査の結果、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む。）には、当該行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止する又は利用停止しないのいずれかの決定を行う。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（法第 100 条ただし書）。

6-3-4 利用停止決定等の通知

6-3-4-1 利用停止決定（法第 101 条第 1 項）

法第 101 条（第 1 項）

1 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をすることを決定したときは、速やかに利用停止請求者に対して、その旨を書面（標準様式第 2-25）により通知する。

オンラインにより通知を行うことも法制上は可能（デジタル手続法第 7 条及びデジタル手続法施行規則第 7 条等）とされている（オンラインによる手続を行う場合の留意点は、6-1-2-1（開示請求書の内容の確認）も参照のこと。）。

利用停止請求者が代理人である場合であって、利用停止することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

利用停止請求に基づき、当該請求内容の一部について利用停止を実施することを決定した場合（例えば、利用停止請求書には 10 か所の利用停止が記載されているが、利用停止の決定はこのうちの 5 か所だけとした場合等）には、利用停止決定を行う。また、保有個人情報の消去を求めているが利用の停止を決定する場合等のように、当該利用停止請求を受けて必ずしも請求の趣旨どおりの利用停止決定を行わなくても請求に理由があると認めて何らかの利用停止を行う場合にも、利用停止決定を行うこととなる。これらの場合、利用停止決定通知書に、不利用停止とした部分及びその理由、利用停止請求の趣旨と異なる利用停止を行うことを決定した理由等について記載する。

横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引
(令和8年4月改訂版)

令和8年4月 発行



編集 横浜市市民局市民情報室市民情報課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL (045)671-3883

FAX (045)664-7201

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/>